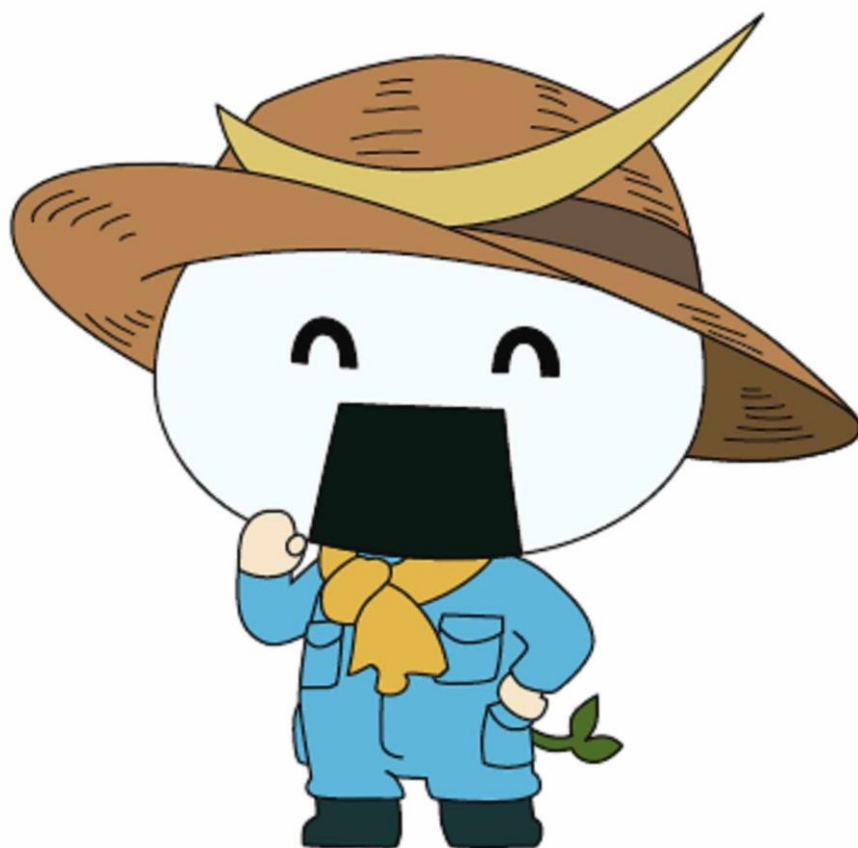


みやぎの農業施策 ガイドブック

【令和5年度】



©宮城県・旭プロダクション

宮 城 県

農政部ホームページアドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/37.html>

農業施策ガイドブック一覧

項目		事業名	担当課	復興関連	ページ
1 農業を始めたい	(1) 農業を始めるには	就農相談	農業振興課		1
	(2) 農業に参入したい(企業)	民間企業等の農業参入相談窓口、みやぎ大規模園芸施設設立地奨励金	農業振興課、園芸推進課		2
	(3) 農業を学びたい	新規就農者等基礎研修(ニューファーマーズカレッジ)、新規就農者育成総合対策(旧農業次世代人材投資事業)	農業振興課		4
	(4) 農業経営を開始したい	青年等就農計画認定制度、新規就農者育成総合対策(旧農業次世代人材投資事業)、青年等就農資金	農業振興課		5
2 農地等の生産基盤を整えたい	(1) 農業用水を良くしたい、農地の排水を良くしたい	水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設整備型、排水対策特別型)、ため池整備事業、用排水施設等整備事業(湛水防除事業)	農村振興課、農村整備課、農村防災対策室		7
	(2) 農作業が効率的に行えるように農地を整備したい	農地整備事業(経営体育成型)、農地中間管理機構関連農地整備事業、経営体育成促進事業、農地耕作条件改善事業	農村振興課、農村整備課、農山漁村なりわい課		8
	(3) 水田を活用し高収益作物を導入したい	農地整備事業(経営体育成型)、農地耕作条件改善事業	園芸推進課、農村振興課、農村整備課、農山漁村なりわい課		10
	(4) 用排水施設の維持管理を行いたい	水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)、水利施設等整備事業(地域農業水利施設保全型)、土地改良施設維持管理適正化事業、土地改良施設機能診断事業、県営造成施設管理体制整備促進事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農地耕作条件改善事業	農村振興課、農村整備課		12
	(5) 農業用ため池に安全施設を設置したい	農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、豊かなる里保全整備事業、緊急自然災害防止対策事業債	農村防災対策室、農村整備課、農山漁村なりわい課		14
	(6) 農地を借りるなどで規模拡大したい	農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業	農業振興課		16
3 施設・機械等を整備したい。規模を拡大したい。	(1) 野菜・花き・果樹・きのこの等の栽培を始めたい、規模拡大を図りたい	園芸特産重点強化整備事業、みやぎの園芸法人ステージアップ事業、大規模園芸経営体育成事業、山の幸振興総合対策事業、林業・木材産業循環成長対策交付金、園芸作物サブライチエーン構築事業、強い農業づくり総合支援交付金、産地発展促進事業	園芸推進課、林業振興課		17
	(2) 水稲の直播栽培を行いたい	大規模水稲直播栽培団地育成事業、みやぎの水田農業改革支援事業	みやぎ米推進課		24
	(3) 水田で、麦・大豆・飼料作物等を栽培したい	みやぎの水田農業改革支援事業、強い農業づくり総合支援交付金	みやぎ米推進課、畜産課		25
	(4) 畜産経営の規模を拡大したい	草地畜産基盤整備事業、強い農業づくり総合支援交付金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、畜産経営体生産性向上対策事業、酪農緊急パワーアップ事業(酪農労働省力化対策事業)、家畜導入事業	畜産課		26
	(5) 食品製造業の施設・設備を復旧・整備したい	中小企業施設設備復旧支援事業、中小企業等グループ施策等復旧整備補助事業	食産業振興課	○	29
	(6) 農業経営の改善に必要な農業用機械等の整備を行いたい	農地利用効率化等支援交付金、多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業	農業振興課、畜産課		30
4 新しい技術や情報を知りたい	(1) 農業に関する最新の試験研究成果を学びたい	農業関係試験研究機関における研究成果の紹介	農業振興課、畜産課		32
	(2) 農業に関する出前講座を受けたい	みやぎ出前講座	総務部 広報課		33
	(3) 県種雄牛・種雄豚の精液を購入したい	精液の配布(販売)	畜産課		34
	(4) 食品加工技術などに関する技術的な支援や試験研究について知りたい	産業技術総合センターによる支援	経済商工観光部 新産業振興課		35
5 農産物の安全・安心や環境にやさしい農業を進めたい	(1) 「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の認証を受けたい	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度	みやぎ米推進課		36
	(2) 有機農業に関する相談をしたい	みやぎの有機農業等推進事業	みやぎ米推進課		37
	(3) 環境保全型農業への支援策について知りたい	環境保全型農業直接支援対策	みやぎ米推進課		38
	(4) GAP(農林産物)に取り組みたい	宮城県農業生産工程管理推進事業交付金	みやぎ米推進課、林業振興課		39
	(5) 畜産GAPに取り組みたい	GAP認証取得推進事業(畜産物)	畜産課		40
	(6) 農村の生活環境を整備したい	農業集落排水事業、農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編事業)、地域用水環境整備事業	農村振興課、農村整備課、農山漁村なりわい課		41
	(7) 多面的機能支払交付金について知りたい	多面的機能支払交付金	農山漁村なりわい課		43
6 経営を安定・強化したい	(1) 経営を改善したい(経営管理)	経営管理への支援(農業改良普及センターによる支援)	農業振興課		44
	(2) 野菜、果樹の価格が低落した時の補償制度に加入したい	青果物価格安定制度	園芸推進課		45
	(3) 牛・豚の価格が低下した時に所得を安定させるための制度に加入したい	肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン事業)、養豚経営安定対策事業(豚マルキン事業)	畜産課		46
	(4) 万一の災害に備えるための補償制度に加入したい	農業共済制度	農政総務課		47
	(5) 農業収入全体の減少に備えた保険に加入したい	農業経営収入保険制度	農政総務課		48
	(6) 中山間地域で農業を行っている人たちへの支援策について知りたい	農村集落基盤再編・整備事業(中山間総合整備事業)、中山間地域等直接支払交付金	農村振興課、農山漁村なりわい課		49

農業施策ガイドブック一覧

項目		事業名	担当課	復興 関連	ページ	
6 経営を安定・強化したい	(7) 経営所得安定対策等の概要について知りたい	経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金	みやぎ米推進課		50	
	(8) 法人を設立したい	宮城県担い手育成総合支援協議会、宮城県農業会議、農業改良普及センターによる支援	農業振興課		52	
	(9) 施設園芸の燃料価格高騰に備えたい	施設園芸等燃料価格高騰対策	園芸推進課		53	
	(10) 就労環境を整備したい	みやぎのキラリ輝く女性応援事業	農業振興課	○	54	
7 農産物の加工や販売を強化したい	(1) アグリビジネスに取り組みたい	(公財)みやぎ産業振興機構のアグリビジネス支援事業、アグリビジネスに係る県の施設整備事業	農業振興課、園芸推進課		55	
	(2) 商品づくりや販路拡大に取り組みたい	みやぎの食材バリューチェーン構築プロジェクト、多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業	食産業振興課、畜産課	○	57	
	(3) 首都圏等での販路拡大に取り組みたい	中小企業販路開拓総合支援事業	経済商工観光部 中小企業支援室		59	
	(4) 大都市等での物産展やイベントを通じて生産物のPRや販売を行いたい	県外の物産展、東京アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」	食産業振興課	○	60	
	(5) 海外に輸出したい	(1)	海外ビジネス相談窓口	経済商工観光部 国際ビジネス推進室		61
		(2)	県産食品海外ビジネスマッチングサポート事業、輸出基幹品目販路開拓事業	経済商工観光部 国際ビジネス推進室	○	62
		(3)	みやぎグローバルビジネスアドバイザー、海外見本市出展支援事業、海外バイヤー招聘商談会、輸出有望案件発掘支援事業	経済商工観光部 国際ビジネス推進室		63
		(4)	海外事務所による支援	経済商工観光部 国際ビジネス推進室		64
		(5)	海外での市場調査等への支援(中小企業販路開拓総合支援事業)	経済商工観光部 中小企業支援室		65
	(6)	展示イベント等を開催したい	夢メッセみやぎ(みやぎ産業交流センター)でのイベント開催	経済商工観光部 国際政策課		66
	(7)	農商工連携に取り組みたい	農商工等連携促進法に基づく支援	経済商工観光部 富県宮城推進室		67
	(8)	農林水産物を活用した関連産業での設備投資をする際の支援措置を知りたい	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画	農業政策室		68
	(9)	6次産業化に取り組みたい	6次産業化・地産地消法に基づく支援	農山漁村なりわい課		69
	(10)	雇用の維持・確保に努めたい(1)	特定求職者雇用開発助成金	経済商工観光部 雇用対策課	○	70
		雇用の維持・確保に努めたい(2)	事業復興型雇用創出助成金(中小企業型、住宅支援費)	経済商工観光部 雇用対策課	○	72
(11)	経営に必要な金融、税務、経理などの指導 経営改善のための助言を受けたい	(公財)みやぎ産業振興機構による支援、商工会議所・商工会・県による 経営診断・助言	経済商工観光部 商工金融課 中小企業支援室		73	
(12)	情報化に関するアドバイスを受けたい	(公財)みやぎ産業振興機構による支援(専門家派遣事業、相談窓口の開設)	経済商工観光部 中小企業支援室		74	
(13)	デジタル化に取り組みたい	中小企業等デジタル化支援事業(アドバイザー派遣・デジタル化導入補助)	経済商工観光部 中小企業支援室		75	
(14)	食材王国みやぎ地産地消推進店に登録したい	地産地消推進店登録事業	食産業振興課		76	
(15)	新たな経営展開や事業の多角化をしたい	みやぎのキラリ輝く女性応援事業	農業振興課		77	
8 都市と農村の交流活動に取り組みたい	(1) 農泊など都市と農村の交流活動に取り組みたい	都市と農山漁村の交流拡大事業、みやぎ都市農村交流アドバイザー派遣事業	農山漁村なりわい課		78	
	(2) 農山漁村地域の活性化に取り組みたい	農山漁村活性化法に基づく支援(農山漁村振興交付金)	農山漁村なりわい課		79	
	(3) 市民農園を開設したい	特定農地貸付方式、農園利用方式	農業振興課		81	
	(4) 農山漁村集落活動を活性化させたい	多様な人材による地域づくり支援事業	農山漁村なりわい課		83	
9 資金	(1) 農業の制度資金を借りたい	農業者向け制度資金	農業振興課	○	84	
	(2) 農業信用保証保険制度について知りたい	農業信用基金協会	農業振興課	○	85	
	(3) こんな時に利用できる資金一覧	農業制度資金	農業振興課		86	
10 放射能関係	(1) 農畜産物の放射性物質の測定結果を知りたい	測定結果の公表	園芸推進課、畜産課	○	87	
11 相談窓口	(1) 農業に関する相談窓口	農政部の主な業務と連絡先 その他連絡先	農業政策室		88	

農業を始めるには

農業を始めたいが、さて、どんな作物をつくるか、どこで農業を始めるか、技術や知識を教えてくれるところはあるのか、どんな就農支援施策があるのかなど、様々な不安や疑問に対するご相談に応じています。

宮城県内で農業を始めたいとお考えの方は、窓口である「(公社)みやぎ農業振興公社」にご相談ください。県をはじめ、様々な機関と連絡をとりながら、あなたの就農をお手伝いします！

1 農業に意欲と目標を持つ

農業を始める際には、意欲的な取組姿勢が大切です。また、将来どのような農業をやりたいのか目標を立てておきます。

2 やりたい農業のイメージを固める

何を作るのか、どんなところで農業をやりたいのか、家族の協力は得られるのか、イメージを明確に持ちましょう。

3 関係機関に就農相談をする

まずは、気軽に相談してみましよう。

- ・ 就農全般について → (公社)みやぎ農業振興公社
- ・ 県の就農支援策について → 宮城県農政部農業振興課
- ・ 農地の取得や農業法人の設立について → (一社)宮城県農業会議
- ・ 各地域の農業の特徴について → 各農業改良普及センター
- ・ 農地取得や就農受入支援について → 各市町村、農業委員会等

なお、毎月第2、第4水曜日は宮城県仙台合同庁舎で就農相談会を開催しています。詳しくは、(公社)みやぎ農業振興公社にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- ・ (公社)みやぎ農業振興公社担い手育成部担い手育成班 電話 : 022-342-9190
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9階
- ・ 宮城県農政部農業振興課農業人材育成班 電話 : 022-211-2836
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10階 Email : nosinz@pref.miyagi.lg.jp
- ・ (一社)宮城県農業会議 電話 : 022-275-9164
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9階
- ・ 各農業改良普及センター

農業に参入したい（企業）

平成21年の農地法改正により、リース方式による参入が全面自由化されるなど、要件が緩和され、一般法人の農業参入が進んでいます。

県では、地域の新たな担い手として期待しており、市町村等と連携しながら、企業の農業参入をお手伝いしています。

1 農業経営を行いたい

①農地を使用する場合

◆今の法人形態のまま農業に参入

法人が農地法等の許可を受けて、農地を借り入れることは可能です。ただし、農地所有適格法人以外の法人が農地を借り入れる場合は、以下の要件を満たす必要があります。

なお、農地所有適格法人以外の法人が農地を買い入れることはできません。

- ・ 貸借契約に解除条件が付されていること。
- ・ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと。
- ・ 役員又は重要な使用人のうち、1人以上が耕作等に常時従事すること。

◆農地所有適格法人等を設立して農業に参入

農地所有適格法人であれば、農地を買い入れることも可能です。

※農地の権利取得に必要な基本的な要件（個人と共通）

- ・ 農地の全てを効率的に利用すること。
- ・ 周辺の農地利用に支障がないこと。

なお、個人の場合は、上記に加え、必要な農作業に常時従事することが必要です。

②農地を使用しない場合

農地を使用しないで、例えば、肉用牛の肥育、養豚、養鶏、非農地での養液栽培等を行うことは可能です。また、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地を使用していないので、農地法の制限はありません。

2 農作業の受託を行いたい

農作業の受託、例えば、水稻の場合は耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀等、麦・大豆の場合は耕起・整地、播種、収穫等の農作業を農業者から受託することは、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地法の制限はありません。

3 宮城県の農業参入に係る支援制度

○みやぎ大規模施設園芸立地奨励金(園芸推進課)

事業実施主体	内 容	補助率
県内に大規模園芸施設(太陽光利用型・完全人工光型)を新設又は増設する農業法人	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に大規模園芸施設(太陽光利用型・完全人工光型)を新設又は増設する農業法人に対して、投下固定資産額及び新規雇用者に応じて、奨励金を交付するもの。 <p>【事業要件】</p> <p>次の要件をすべて満たすことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模園芸施設の施設面積が、新設の場合、太陽光利用型で10,000㎡以上、完全人工光型で1,000㎡以上であること。増設の場合、太陽光利用型で5,000㎡以上、完全人工光型で1,000㎡以上であること。 ・投下固定資産額が、新設の場合5億円以上、増設の場合2億円以上であること。 ・新規雇用者が、新設の場合、正社員1人以上かつパートタイム労働者10人以上、増設の場合、パートタイム労働者5人以上であること。 	<p>交付額＝投下固定資産額×(基礎交付最大8%＋加算最大2%)</p> <p>補助上限2億円</p>

○上記奨励金以外にも、施設・機械等の整備に係る補助金はありますので、他ページを参照ください。

問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班 e-mail:nosinp@pref.miyagi.lg.jp 電話:022-211-2833
- ・宮城県農政部園芸推進課先進的園芸推進班 e-mail:enegi-senshin@pref.miyagi.lg.jp 電話:022-211-2723
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階
- ・(一社)宮城県農業会議
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階 電話:022-275-9164
- ・各地方振興事務所農業振興部調整指導班、北部地方振興事務所栗原地域事務所地域調整班、東部地方振興事務所登米地域事務所地域調整班、気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班

農業を学びたい

農業を始めるには、作物の生産から販売まで、様々な知識や技術を身に付けるために自分にあった方法で学習することが必要です。農業は、農畜産物の生産から加工・販売まで様々なことを行う総合的な産業です。生産技術や施設・農業機械の整備、経営知識等について、農業を始める前に多くのことを吸収しておくことが大切です。

1 農業研修を行う

○新規就農者等基礎研修（ニューファーマーズカレッジ）で学ぶ

実際に農作業体験を行い、「農業という職業が自分にあるか」などを見極めることもできる初級および中級と、野菜を中心とした実践技術を学ぶマスタークラス（応用編）があります。詳しくは、宮城県農業大学校にお問い合わせください。

○宮城県農業大学校で学ぶ

水田経営学部、園芸学部、畜産学部、アグリビジネス学部の4学部があり、実践的な知識や技術の基礎から応用までを体系的・総合的に2年間の課程で学ぶ専修学校です。

○先進的な農業経営者から学ぶ

県の設定した先進的な農家や農業法人で、実務に従事しながら技術や経営を学ぶ研修への支援や、欧米の先進農業を学ぶ海外研修制度などがあります。詳しくは、各農業改良普及センターまたは県農業振興課にお問い合わせください。

2 研修中の資金の確保

○就農準備資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間（2年以内）の生活安定を支援するため、年間最大150万円を交付する制度です。

【主な要件】

- ① 就農予定時の年齢が原則50歳未満
 - ② 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農（親元就農の場合は5年以内に経営継承または独立・自営就農）を目指すこと（研修終了後1年以内に就農しない場合は返還）。
 - ③ 研修計画が別に定める基準に適合していること。
 - ④ 常勤の雇用契約を結んでいないこと。
 - ⑤ 原則として、前年度世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること。
- ※その他要件がありますので、問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

- ・（公社）みやぎ農業振興公社担い手育成部担い手育成班 電話：022-342-9190
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階
- ・宮城県農業大学校 電話：022-383-8138
〒981-1243 名取市高舘川上字東金剛寺1 Email：noudai@pref.miyagi.lg.jp
- ・宮城県農政部農業振興課農業人材育成班 電話：022-211-2836
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 Email：nosinz@pref.miyagi.lg.jp
- ・各農業改良普及センター

農業経営を開始したい

農業の場合、経営が軌道に乗るまでが技術面、資金面で不安定な時期となります。このような時期を支援するために、青年等就農計画認定制度があり、認定されることにより様々な支援措置を受けられます。

1 青年等就農計画認定制度

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画が、市町村の基本構想に照らして適正であり、その計画の達成される見込みが確実である場合に、市町村がその計画を認定し、認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して重点的に支援措置を講じる制度です。

認定新規就農者は、経営開始資金、青年等就農資金（「9 資金(3) こんな時に利用できる資金一覧」にも記載があります。）等による支援の対象となります。

【青年等就農計画の対象者】

- ① 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）
- ② 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満）
- ③ 上記の者が役員の大過半数を占める法人

※ これから農業経営を開始しようとする方の他、農業経営を開始して 5 年を経過していない人も含みます。

2 経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後（3 年以内）の経営確立を支援するため、年間最大 150 万円を交付する制度です。

【主な要件】

- ① 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満の認定新規就農者。
 - ② 下記に示す独立・自営就農であること。
 - ・ 農地の所有権又は利用権を有している。
 - ・ 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りている。
 - ・ 生産物や生産資材等を本人名義で出荷・取引する。
 - ・ 売上げや経費の支出等の経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理する。
 - ・ 本人が農業経営に関する主宰権を有している。
 - ③ 人・農地プランに位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
 - ④ 原則として、前年度世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が 600 万円以下であること。
- ※ その他要件がありますので、問い合わせ先にご相談ください。

3 経営発展支援事業

就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する事業です。

- ① 対象者（令和5年度の場合）
令和4年度または令和5年度中に独立・自営就農する認定新規就農者（50才未満）
- ② 助成対象事業費：上限1,000万円（3の経営開始資金交付対象者は500万円）
- ③ 助成率：国50%以内、県25%以内
- ④ 助成対象
 - ・機械・施設等の取得、改良またはリース
 - ・家畜の導入
 - ・果樹、茶の新植・改植
 - ・農地等の造成、改良または復旧

4 青年等就農資金

認定新規就農者が農業経営を開始するにあたり、必要な資金を実質無担保・無保証人、無利子で借受できます（日本政策金融公庫の資金です）。

【資金概要】

- ① 貸付対象者：認定新規就農者
- ② 貸付限度額：3,700万円（特認1億円）
- ③ 償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）

【資金の用途】

下記のものに必要な資金について借受可能です。

- ① 農地・牧野の改良、造成
 - ② 農地・採草放牧地の賃借権等
 - ③ 果樹の植栽、育成
 - ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成
 - ⑤ 家畜の購入、育成
 - ⑥ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得
 - ⑦ 創立費、開業費等に計上し得る費用
 - ⑧ 農薬費、肥料費、飼料費等
 - ⑨ 農舎、畜舎、農機具及び運搬機具等の改良、造成、取得
 - ⑩ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等の改良、造成、取得
- ※ 農地の取得に必要な資金には活用できません。

お問い合わせ・相談窓口

- | | |
|---|---|
| ・（公社）みやぎ農業振興公社担い手育成部担い手育成班
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9階 | 電話：022-342-9190 |
| ・宮城県農業大学校
〒981-1243 名取市高館川上字東金剛寺 1 | 電話：022-383-8138
Email：noudai@pref.miyagi.lg.jp |
| ・宮城県農政部農業振興課農業人材育成班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10階 | 電話：022-211-2836
Email：nosinz@pref.miyagi.lg.jp |
| ・各農業改良普及センター | |

農業用水を良くしたい、農地の排水を良くしたい

.....
 農業用の用排水施設の新設、改修を行うため、次のような事業を実施しています。

水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型）

1 事業内容	ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の基幹的な用排水施設の新設・改修 [補助率：国 50%、県 25%]
2 採択要件	受益面積がおおむね 200ha 以上、かつ末端支配面積おおむね 100ha 以上

水利施設等保全高度化事業（排水対策特別型）

1 事業内容	収益性の高い水田営農の確立を図るため、農業用排水施設の新設・改修 [補助率：国 50%、県 25%]
2 採択要件	受益面積がおおむね 20ha 以上、かつ末端支配面積がおおむね 5ha 以上

ため池整備事業（旧県営ため池等整備事業）

1 事業内容	ため池及び附帯施設の改修・新設・廃止等 [補助率：大規模 国 55%、県 28%、小規模 国 50(55)% 県 29%、33%] ()は中山間等
2 採択要件	大規模 受益面積 100ha 以上、総事業費 8 千万円以上 小規模 受益面積 2ha 以上、総事業費 8 百万円以上

用排水施設等整備事業（湛水防除事業）

1 事業内容	湛水被害を防止するための排水機、排水樋門、排水路等の新設・改修 [補助率：大規模 国 55%、県 37%、小規模 国 50(55)%、県 37%] ()は中山間等
2 採択要件	大規模 受益面積 400ha 以上、総事業費 50 千万円以上 小規模 受益面積 30ha 以上、総事業費 5 千万円以上

お問い合わせ先・相談窓口

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県農政部 農村振興課 地域計画班 <li style="padding-left: 20px;">農村整備課 水利施設保全班 <li style="padding-left: 20px;">農村防災対策室 防災対策班 <li style="padding-left: 20px;">農村防災対策室 ため池対策班 | <ul style="list-style-type: none"> e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp 電話 : 022-211-2862 e-mail : nosonseis@pref.miyagi.lg.jp 電話 : 022-211-2876 e-mail : nouboub@pref.miyagi.lg.jp 電話 : 022-211-2875 e-mail : noubout@pref.miyagi.lg.jp 電話 : 022-211-2703 |
| 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 11 階
・各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部 | |

農作業が効率的に行えるように農地を整備したい

農地等の生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備や、地域農業の中心となる効率的・安定的な経営体（担い手）の育成を図るため、次のような事業を実施しています。

農地整備事業（経営体育成型）

【ハード事業】	農地整備事業（経営体育成型） [補助率：国 50(55)%、県 27.5%]（ ）は中山間等
1 事業内容	区画整理とこれに附帯する用排水施設等の整備ほか
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ①受益面積が 20ha 以上であること。中山間地域においては 10ha 以上であること。 ②当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、事業開始時に比べ増加することが確実と見込まれること。 ③当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が増加することが確実と見込まれること。

農地中間管理機構関連農地整備事業

【ハード事業】	農地中間管理機構関連農地整備事業 [補助率：国 62.5%、県 27.5%]
1 事業内容	区画整理とこれに附帯する用排水施設等の整備ほか
2 要件	<ul style="list-style-type: none"> ①事業対象農地のすべてについて、農地中間管理権が設定されていること。 ②中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から 15 年以上あること。 ③各団地の合計面積（事業実施範囲）が一定規模以上あり、かつ、各団地が一定の要件に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒一定規模：平場 10ha 以上、中山間地域 5ha 以上 ⇒一定要件：平場 1ha 以上、中山間地域 0.5ha 以上の連担化 ④担い手への農用地の集団化が相当程度図られること <ul style="list-style-type: none"> ⇒8 割以上を事業完了後 5 年以内に担い手に集団化 ⇒集積率及び集約化率がいずれも概ね 50 ポイント以上向上 ⑤本事業の実施により事業実施地域の収益性が相当程度向上すること。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒事業完了後 5 年以内（果樹は 10 年以内）に事業施行区域における収益性が 20%以上

農業経営高度化支援事業

【ソフト事業】	農業経営高度化支援事業
1 事業内容	[補助率：国 50(55)％、県 25(22.5)％] ()は中山間等
高度土地利用調整事業	土地改良区等が行う土地利用調整活動、関係農家の意向調査活動等に対する支援
中心経営体農地集積促進事業	中心経営体集積率に応じてハード事業費の 5.5～8.5％の促進費を交付
中心経営体農地集積促進事業 (集約化加算)	中心経営体集積率集約化加算に応じてハード事業費の 1.0～4.0％の促進費を交付
耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水、不陸等への対応、暗渠の維持管理等、農地の条件整備に対する支援
2 採択要件	①対象事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、事業開始時に比べ増加することが確実と見込まれること。 ②対象事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が増加することが確実と見込まれること。

経営体育成促進事業

1 事業内容	対象事業の年度事業費の 5 / 6 以内に相当する額の無利子資金の貸付
2 採択要件	農村振興課ホームページ (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/) をご覧いただくか、下記にお問い合わせ下さい。

農地耕作条件改善事業

「2(3)水田を活用し高収益作物を導入したい」を参照。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農村振興課地域計画班 e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
 - 農村整備課ほ場整備班 e-mail : nosonseih@pref.miyagi.lg.jp
 - 農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
- 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2862
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

水田を活用し高収益作物を導入したい

.....

地域の特性を活かした収益性の高い作物の導入に向け、水田の汎用化・畑地化等、農業生産基盤の整備を実施しています。

.....

農地整備事業（経営体育成型）

「2（2）農作業が効率的に行えるように農地を整備したい」を参照。

農地耕作条件改善事業

1	事業内容	区画拡大、暗渠排水、農業用排水施設整備等
2	採択要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、又は重点実施区域に指定される見込みのある区域。 2 農地中間管理機構との連携概要を策定していること。 3 1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上。 4 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上。 <p>《地域内農地集積型》</p> <p>上記1から4に加えて以下のもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 地域内農地集積促進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。 <p>《高収益作物転換型》</p> <p>上記1から4に加えて以下のもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 高収益作物転換促進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。 7 ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作りに転換すること。

作付転換営農継続支援事業（畑地転換支援事業）（園芸推進課）

1	事業内容	水田を畑地に転換するための土盛りや排水対策等に要する経費の一部を支援（補助率：1/2以内、補助上限：1,200千円）
2	採択要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 みやぎ園芸特産振興戦略プランにおける重点振興品目の作付面積が令和3年産より令和6年産を増加させる者。 2 収入保険等のセーフティネットに加入しているまたは今後加入する意向を示す若しくは対象品目について実需者と販売契約を締結する又は今後締結する意向を示す者。 3 暴力団又は暴力団員等でない者。

お問い合わせ先・相談窓口

- | | |
|-------------------|---|
| ・宮城県農政部農村振興課地域計画班 | e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp |
| 農村整備課ほ場整備班 | e-mail : nosonseih@pref.miyagi.lg.jp |
| 農山漁村なりわい課中山間振興班 | e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp |
| 園芸推進課園芸振興班 | e-mail : engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp |

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 11 階 電話 : 022-211-2862

- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部、農業振興部

用排水施設の維持管理を行いたい

.....
 農業水利施設の整備補修や長寿命化などの維持管理に対する助成を行っています。

水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）

1 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営及び県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定 [補助率：国100%] ・ 機能保全計画に基づく対策工事 [補助率：国50%、県29%]
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の有効活用を図るもので施設機能の向上を主な目的としないもの ・ 受益面積が100ha以上

水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）

1 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営及び県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定 [補助率：国 50%、県 14%] ・ 機能保全計画に基づく対策工事 [補助率：国 50%、県 14%]
2 採択要件	<p>【機能保全計画策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 末端支配面積 100ha 以上で予防的対策が有効と見込まれるもの <p>【対策工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益面積が 100ha 以上 （機能保全計画を当事業以外で作成している場合は 10ha 以上）

土地改良施設維持管理適正化事業

1 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区等が行う土地改良施設の定期的な整備補修の実施 [補助率：国 30%、県 30%]
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区体制強化事業により診断指導を受けた農業水利施設、又は国営造成水利施設保全対策指導事業により機能診断を行い、機能保全のための必要な対策方法等を策定した農業水利施設 ・ 対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設で 1 地区当たりの事業費が 200 万円以上

土地改良施設機能診断事業

1 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年変化により機能低下が懸念される農業水利施設を対象に機能診断を行い、整備補修年次計画策定と小規模な整備補修の実施 [補助率：県 30%、市町村 30%]
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業等で造成した受益面積 10ha 以上の施設 ・ 1 地区当たりの事業費が 170 万円以上（複数施設可）

県営造成施設管理体制整備促進事業

1 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設を管理する土地改良区等を対象に管理体制の整備のための管理費補助 [補助率：県50%以内、市町村50%以上]
2 採択要件	<p>【対象地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営造成施設で土地改良区の受益地であること <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益面積100ha以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設

農業水路等長寿命化・防災減災事業

1 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能診断、機能保全計画の策定、施設の長寿命化や省力化に資する対策の実施 〔補助率：【団体営】地域農業水利施設保全型 国50%、県14% 機能保全計画策定 国100%〕
2 採択要件	<p>【ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費200万円以上 ・ 受益者数2者以上（受益面積要件なし） ・ 事業期間3年以内 <p>【ソフト対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間1年以内

農地耕作条件改善事業

1 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用排水施設の更新、改修 [補助率:【団体営】国50%、県14%]
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費200万円以上 ・ 受益者数2者以上

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農村振興課地域計画班 e-mail:nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
- 農村整備課水利施設保全班 e-mail:nosonseis@pref.miyagi.lg.jp
- 農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail:nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
- 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2876
- ・ 各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

農業用ため池に安全施設を設置したい

農業用ため池での水難事故を防止するため、侵入防止や転落防止等の各種安全対策への取り組みを支援します。

1 農業水利施設危機管理対策事業

- (1) 事業内容：農業水利施設安全対策推進計画の策定
農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：「農業水利施設安全対策推進計画」に位置づけられた施設であること。
1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。

2 防災重点農業用ため池緊急整備事業

- (1) 事業内容：防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備
※ 防災重点農業用ため池限定
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：「農業水利施設安全対策推進計画」に位置づけられた施設であること。
1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業

- (1) 事業内容：築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備
※ 農業用ため池限定
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：長寿命化・防災減災計画と策定していること。
以下の全ての要件を満たすこと。
 - ① 1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。
 - ② 1 地区当たりの受益農業従事者数が 2 者以上であること。
 - ③ 1 地区当たりの工期が原則 3 か年以内であること。

4 豊かなふる里保全整備事業

- (1) 事業内容：国庫補助事業を補完しながら実施する農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤の整備及び調査計画
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：総事業費が 1,500 千円以上 50,000 千円未満であること。
整備事業費は 1,500 千円以上で 3 か年以内。

5 緊急自然災害防止対策事業債

- (1) 事業内容：災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的とした農業水利施設（安全対策施設を含む）の整備
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 採択要件：国庫補助の要件を満たさない事業で、総事業費が 200 万円未満であること。

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先・相談窓口

1 農業水利危機管理対策事業、

2 防災重点農業用ため池緊急整備事業

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業 に関すること

・宮城県農政部農村防災対策室 ため池対策班

e-mail:noubout@pref.miyagi.lg.jp

電話：022-211-2703

4 豊かなふる里保全整備事業 に関すること

・宮城県農政部農山漁村なりわい課 中山間振興班

e-mail:nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp

電話：022-211-2874

5 緊急自然災害防止対策事業債 に関すること

・宮城県農政部農村整備課 水利施設保全班

e-mail:nousonseis@pref.miyagi.lg.jp

電話：022-211-2876

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階（農山漁村なりわい課）

11 階（農村整備課、農村防災対策室）

・各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

農地を借りるなどして規模拡大したい

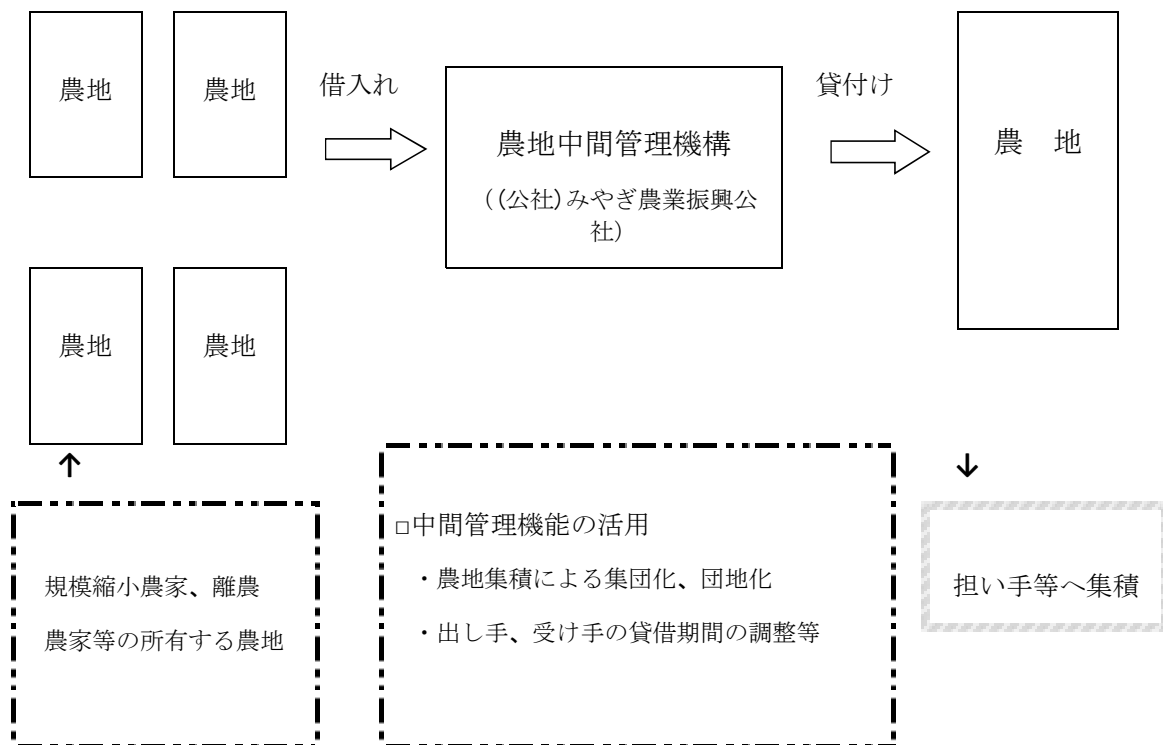
農業生産の相当部分を効率的で安定的な経営体が担う農業構造を確立するためには、担い手への一層の農用地の利用集積が必要であり、種々支援策を用意しています。

農地を借りる（買う）場合

○農地中間管理機構による支援（農地中間管理事業）

農業経営の規模拡大や農地の集団化を促進するため、農地中間管理機構である（公社）みやぎ農業振興公社が、離農農家や規模縮小農家等から農地を借入れし、当該農地を担い手農家に貸付けします。詳しくは、（公社）みやぎ農業振興公社にお問い合わせください。

〔農地中間管理事業の仕組み〕



お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 e-mail : nosinkt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話 : 022-211-2835
- ・（公社）みやぎ農業振興公社担い手育成部農地集積班
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9 階 電話 : 022-275-9192

**野菜・花き・果樹・きのこの等の栽培を
始めたい、規模拡大を図りたい**

農業・林産物生産者の組織する団体（任意組織、法人、JA等）が園芸作物・特
用林産物等の新規栽培や規模拡大を行う場合、支援しています。

○園芸特産重点強化整備事業（市町村振興総合補助金）（地域振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業協同組合 ・ 全農宮城県本部 ・ 農業法人 ・ 特定農業団体 ・ 農協園芸特産関係 部会 ・ 任意組合（3戸以 上） 	<p>【事業対象品目】 「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に 掲げる重点振興品目</p> <p>【事業内容】 生産の低コスト化及び高付加価値化並 びに契約取引の推進等により、産地の構 造改革を実施し、園芸特産物の生産・出 荷拡大を図るために必要な施設・機械等 の整備</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 栽培用施設・附帯設備、育苗施設・ 機械 ② 省エネルギー化機械・装置 ③ 低コスト化機械・装置 ④ 高品質安定生産機械・装置 ⑤ 農産物被害防止機械・装置 ⑥ 選別・調整、加工用機械・装置 ⑦ その他園芸振興において特に必要 な機械 ⑧ 産地強化の体制整備及び販売促進 に向けた取組に必要な経費 	<p>補助対象事業費 の1/3以内 （補助金が500 千円以上の事業 が対象）</p>

○みやぎの園芸法人ステージアップ事業（園芸推進課）

（１）企業の園芸等施設整備型

事業実施主体	内 容	補助率
県内に本店を有する農業法人（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人）	<p>【事業内容】 先進的園芸技術導入による生産性向上や生産から出荷までの拠点づくり、地域の雇用創出など企業的経営の取り組みに必要な施設等の整備</p> <p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用を1人以上又は年間延べ200日以上確保すること ・先進技術等の導入により、目標年（概ね3年後）までに、年間販売金額が1千万円以上増加すること ・対象となる総事業費が概ね3千万円以上であること 	補助対象経費の1/2以内 補助金上限額25,000千円

（２）付加価値創造支援型

事業実施主体	内 容	補助率
県内に本店を有する農業法人（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人）	<p>【事業内容】 先進的園芸技術導入による生産性向上や加工・業務用野菜の契約栽培による安定供給、土地利用型大規模園芸における機械化一貫体系による効率化、新商品開発や新しいサービスによる経営の多角化</p> <p>・高付加価値化などの取組に必要な機械等の整備</p> <p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工・業務用向けや契約栽培等の取組により、目標年（概ね3年後）までに、年間販売金額が5百万円以上増加すること ・対象となる総事業費が概ね1千万円以上であること 	補助対象経費の1/2以内 補助金上限額10,000千円

○大規模園芸経営体育成事業（アグリビジネス・チャレンジ支援事業）
（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>宮城県内で園芸生産を行っており、売上高の増大を目指す農業法人等であり、大規模園芸経営体育成事業実施計画を作成し、知事の認定を受けたもの。</p> <p>* 農業法人等とは、会社法で定められた株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社、農業協同組合法で定められた農事組合法人及び認定農業者を指す。</p>	<p>【事業実施計画の要件】</p> <p>①事業導入年の過去3か年の年間販売金額（売上高）が1億円未満であること。</p> <p>②事業導入後、目標年次（3期後）の年間販売金額（売上高）が3千万円増加しかつ1億円を上回ることが見込まれること</p> <p>③雇用者が1名以上増加すること。</p> <p>④事業対象品目は、みやぎ園芸特産振興戦略プラン（平成28年3月策定）に掲げる重点振興品目（産地改革品目及び地域戦略品目）とする。</p> <p>※ 事業要件は、要綱改訂等により変更になる場合がある。</p> <p>【補助対象事業の内容】</p> <p>①補助対象経費：知事の認定を受けた大規模園芸経営体事業実施計画の達成に必要な先進的技術を有する機械や施設等の取得又は整備に要する経費。</p> <p>②採択予定件数：2件程度</p>	<p>補助対象経費の1/2以内、補助金限度額60,000千円</p>

○山の幸振興総合対策事業（市町村振興総合補助金）（林業振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>・市町村が適当と認める団体</p>	<p>【事業内容】 きのこ等特用林産物の生産販売に必要な施設機械等の整備や新規商品開発及び講習会など技術の習得</p> <p>【補助対象】</p> <p>①基盤整備（栽培地・作業道） ②生産・加工流通施設整備 ③新規加工品開発 ④パッケージデザイン開発 ⑤新商品の生産（原材料費を除く） ⑥技術の習得 ⑦GAP 認証の取得</p>	<p>補助対象事業費の1/3以内</p>

○ 林業・木材産業循環成長対策交付金（林業振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>中核森林組合、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 等</p>	<p>【事業内容】 特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。</p> <p>【補助対象】 特用林産振興施設等の整備</p> <p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業費はおおむね 300 万円以上であること。 ・ 受益範囲において、当該特用林産物の生産量もしくは生産性、生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上であること。 ・ 5年以上の期間、地域の木材を年間概ね 100 m³（竹材は概ね 30t）以上利用する木材安定取引協定を締結すること。 	<p>補助対象事業費の 1/2 以内</p>

○園芸作物サプライチェーン構築事業（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>・ 生産者、実需者、又は流通業者、関係機関で構成されるグループ</p> <p>・ 上記グループの構成組織（※）</p> <p>※農業法人、3戸以上の農家で組織される組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部、実需者、流通業者（みなし大企業を除く）</p>	<p>【事業内容】 地域農業を牽引する生産者、実需者又は流通業者、関係機関で構成されるグループがサプライチェーンを最適化する取組とあわせた生産拡大を通じて、競争力の高い園芸産地を形成するための推進事業や施設、機械の取得・整備の支援。</p> <p>○連携推進費：グループが認定を受けた「園芸作物サプライチェーン強化計画」に基づき行う推進活動費（栽培研修会開催経費等）</p> <p>○体制整備費：「園芸作物サプライチェーン強化計画」に基づき、グループの各構成機関等が整備・導入する施設・機械導入経費</p>	<p>○連携推進費： 定額補助（補助上限額 2, 500 千円以内）</p> <p>○体制整備費： 補助対象事業費の 1/2 以内（補助上限額 25, 000 千円以内）</p>

	<p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ及びその構成機関が取り組む、最長2か年分の「園芸作物サプライチェーン強化計画」の認定（※）を受け ること。 <p>※計画採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目が「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目であるか、今後において重点品目に指定される見込みがある、有望品目であること。 ・計画実施後、目標年次（最長3年後）までに生産量及び販売額が基準年度比110%以上かつ1,000万円以上増加すること。 ・目標年次の販売数量のうち、契約販売の比率が10%以上となること。 ・事業期間内の総事業費が概ね1,000万円以上であること。 	
--	---	--

○強い農業づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕
(園芸推進課)

事業目的	内容	補助率
産地競争力の強化	<p>消費者・実需者のニーズに対応した安定供給体制の構築及び生産・流通コストの低減を図るための生産技術高度化施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等の整備（野菜・果樹・花き）</p> <p>※ 総事業費が50,000千円以上のもの。 ※ メニューごとに定められた要件を満たすこと。</p>	補助対象事業費の1/2以内

※ なお、強い農業づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕は、水稻・麦・大豆等の土地利用型作物や畜産物の生産・加工に関する施設整備等の対策を含めた、国の交付金です。

※ 市町村を通じた事業実施が基本となります。

○産地発展促進事業（園芸推進課）

事業実施主体	内容
宮城県内の農業協同組合、集落営農組織及びその他の営農集団 (事業内容の③のみ農業法人も対象)	<p>みやぎ園芸特産振興戦略プランで定める県戦略品目の産地発展のために必要な機械・施設の整備や体制整備の取組等に要する経費を補助するもの。</p> <p>①整備事業 装置、機械及び施設等の導入経費 補助率：1/2以内 補助上限：8,000千円</p> <p>②推進事業 ①と併せて実施する体制整備及び販売促進に向けた取組等の経費 補助率：定額 補助上限：500千円</p> <p>③ばれいしょ種苗費（新規作付分のみ） 補助率：1/2以内 ※これまでの経営面積で最も多い栽培面積から新たに増加させる栽培面積が対象。</p>

◎関連する融資制度

日本政策金融公庫資金（スーパーL資金、経営体育成強化資金）

（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

お問い合わせ先・相談窓口

- | | | |
|----------------|----------|---|
| ・宮城県農政部 園芸推進課 | 園芸振興班 | e-mail:engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp
電話：022-211-2843 |
| | 先進的園芸推進班 | e-mail:engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp
電話：022-211-2723 |
| | 流通ビジネス班 | e-mail:engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp
電話：022-211-2337 |
| ・宮城県水産林政部林業振興課 | 地域林業振興班 | e-mail:rinsint@pref.miyagi.lg.jp
電話：022-211-2914 |

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10、12 階

- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11 相談窓口」を参照）

水稲の直播栽培を行いたい

.....

水稲直播栽培を行う農家の方を支援します。

技術指導については、お近くの農業改良普及センターにお問い合わせください。

.....

事業名	内 容	事業主体	補助額
大規模水稲直播栽培団地育成事業 (市町村振興総合補助金)	5 ha 以上の水稲直播栽培（主食用）に取り組む農業者又は生産組織等に対する栽培安定化に向けた技術対策等の支援	市町村、農協、農業者等	10a 当たり 2,000 円 以内
みやぎの水田農業改革支援事業 (市町村振興総合補助金)	○共同利用機械整備（稲態様転作）タイプ 飼料用米など、稲態様転作の効率的な生産を図るため、 <u>水稲直播栽培に使用する機器を含めた栽培管理用機械、乾燥・調整用機械等の導入</u> （品質分析機器を含む）支援	農協、営農集団、農地所有適格法人等	1/3 もしくは 4/10 以内

◎関連する融資制度

農業近代化資金（1号、2号資金）、農業改良資金
（詳しくは「9資金」をご覧ください。）

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部 みやぎ米推進課 生産販売班

e-mail : miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp

電話 : 022-211-2841

水田農業班

e-mail : miyamai-su@pref.miyagi.lg.jp

電話 : 022-211-2842

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁 10階

・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11相談窓口」を参照）

水田で、麦・大豆・飼料作物等を栽培したい

.....

農家の皆さんが水田で麦・大豆・飼料作物等の本格的な栽培をするとき、条件整備に対する支援をします。

.....

事業名	内 容	事業主体	補助率
みやぎの水田 農業改革支援 事業 (市町村振興 総合補助金)	○共同利用機械・施設整備（転作物）タイプ 麦・大豆・飼料作物及び新規需要米等の効率的な生産を図るため、対象作物の栽培管理用機械や乾燥調製施設等の導入支援	農協、営農集団、 農地所有適格法人 等	1/3 もしくは 4/10 以内
強い農業づくり 総合支援交付金〔産地基 幹施設等支援 タイプ〕 (産地競争力 の強化)	麦・大豆の生産性を飛躍的に向上させるため、乾燥調製貯蔵施設を拠点とした品質管理の強化等を推進する取組に必要な施設等の導入支援 ----- 自給飼料生産拡大を図るために必要な施設等の導入支援	農業者の組織する 団体、事業協同組 合等	1/2 以内
産地生産基盤 パワーアップ 事業のうち国 産シェア拡大 事業 麦・大 豆生産・加工 施設整備対策	国産麦・大豆の供給量や品質を安定化させ、利用を拡大させるために、生産者と実需者が連携して行う生産基盤の強化や利用拡大に資する取組を支援	農業者の組織する 団体等	1/2 以内

◎関連する融資制度

農業近代化資金（1号、2号資金）、農業改良資金
(詳しくは「9資金」をご覧ください。)

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部	みやぎ米推進課	水田農業班	e-mail : miyamai-su@pref.miyagi.lg.jp 電話 : 022-211-2842
		生産販売班	e-mail : miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp 電話 : 022-211-2841
	畜産課	草地飼料班	e-mail : tikusangf@pref.miyagi.lg.jp 電話 : 022-211-2852

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階、11階

・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部(「11相談窓口」を参照)

畜産経営の規模を拡大したい

規模拡大に必要な草地等自給飼料基盤の整備、畜舎施設の整備等に対して支援します。また、繁殖和牛等の導入等に対して農業協同組合等を通じて助成します。

1 施設等を整備するには

1 事業名	草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手育成総合整備型)
2 事業内容	飼料自給率の向上を図り、担い手への土地利用集積と畜産主産地を形成するための総合的整備。補助率：国50%以内。
3 採択要件	<p>【飼料基盤集積整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後の受益草地面積が30ha以上 ・担い手への土地利用集積の増加率が家畜飼養頭羽数の増加率を上回ること ・事業完了時に受益草地面積に占める担い手の飼料生産基盤面積が一定以上 <p>【再編整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後の受益草地面積が30ha以上 ・事業参加者が10人以上 ・家畜飼養頭羽数が肥育豚換算で2千頭以上(事業完了時3千頭以上) ・事業完了後、担い手の畜産物生産が1/2以上 <p>【水田地帯等担い手育成整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農及び肉用牛生産の振興に関する市町村計画が作成されている(される)市町村の区域にあること ・事業参加者が10人以上 ・事業完了後において酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の50%以上を占めること ・事業完了後の受益草地面積が30ha以上 ・事業完了後の牛飼養頭数(成牛換算)が現況に比して100頭以上増頭すること

1 事業名	強い農業づくり総合支援交付金
2 事業実施主体	農協、営農集団等
3 事業内容と補助率	畜産物共同利用施設の整備 家畜飼養管理施設(共同利用畜舎等) 家畜排せつ物処理利用施設(共同利用堆肥舎等) 飼料作物関連施設(共同利用飼料調整施設等)
	事業費の1/2以内

1 事業名	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
2 事業実施主体	畜産クラスター協議会
3 事業内容と補助率	協議会が地域畜産の収益性向上を目的として策定した計画（畜産クラスター計画）の実現のために必要な施設整備などに対する支援 事業要件 事業参画者：クラスター計画において中心的経営体に位置づけられた法人等。 事業内容：クラスター計画の内容に合致したものであること。 補助率：事業費の1/2以内（上限あり）

1 事業名	畜産経営体生産性向上対策事業（畜産ICT事業） （ICT化等機械装置等導入事業）
2 事業実施主体	畜産ICT応援会議
3 事業内容	酪農・肉用牛経営の生産性向上を図るため、労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入に対する支援 事業要件 事業参画者：畜産ICT応援会議に所属する、畜産ICT化応援計画に位置づけられた酪農・肉用牛経営 事業内容：ICT等の新技術を活用した省力化・生産性向上につながる機械装置の導入を支援 補助率：事業費の1/2以内

1 事業名	酪農緊急パワーアップ事業（酪農労働省力化対策事業）
2 事業実施主体	楽酪応援会議
3 事業内容	酪農を営む者に対し、その実情に応じた労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備に対する支援 事業要件 ・事業参画者：楽酪応援会議に所属する、労働負担軽減経営体として位置づけられた酪農家 ・事業内容：省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備（補改修・増築等）

2 家畜を増やすには

1 事業名	家畜導入事業
2 事業実施主体及び受益者	市町村(事業主体) 和牛繁殖農家(受益者)
3 事業内容 (導入1頭当たり)	肉用育成雌牛（5年間無利子貸付） 肉用成雌牛（3年間無利子貸付）

◎関連する融資制度

日本政策金融公庫資金（スーパーL資金・経営体育成強化資金）、農業近代化資金（3号）など
（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部畜産課	企画管理班	e-mail:tikusanpm@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2851
	草地飼料班	e-mail:tikusangf@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2852
	生産振興班	e-mail:tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp 電話：022-211-2853

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 11 階

食品製造業の施設・設備を復旧・整備したい

東日本大震災で甚大な被害を受けた中小製造業者の事業再開・継続を支援するために、生産施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

東日本大震災で被害を受けた中小製造業者等から構成される「中小企業者等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に要する経費の一部を補助します。

1 申請ができる中小企業者等グループの要件

構成員の事務所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町に所在していた複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ。

※事業者の責めに帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限る。

- (1) サプライチェーン型
- (2) 経済・雇用効果大型
- (3) 地域に重要な企業集積型
- (4) 水産（食品）加工業型
- (5) 商店街型（※所在市町の同意が必要）

2 補助の対象となる経費

中小企業者等グループ及びその構成員の施設・設備で、東日本大震災により損壊もしくは滅失等により継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の「施設及び設備の復旧・整備」並びに「商業機能の復旧促進のための事業」に要する経費であって、知事が補助の対象としたもの。

3 補助率等

補助事業に要する経費の3/4以内(対象経費に消費税分は含みません)

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班 e-mail : s-business@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2812

農業経営の改善に必要な農業用機械等の整備を行いたい

適切な人・農地プラン等を策定した地域の中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む※）に対し、農業用機械等の導入を支援します。また、中小規模の養豚・採卵養鶏生産者に対して、畜産の労働生産性向上のための IoT・ICT 等の設備導入を支援します。

【農地利用効率化等支援交付金】

（融資主体支援タイプ、融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ）

○事業の構成

① 融資主体補助型

適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が、金融機関からの融資を活用して、農業用機械や施設の導入等を行う場合の経費を支援する事業です。

・補助率

[融資主体支援タイプ]

対象経費の3/10以内又は融資額のいずれか低い額。300万円上限。

[融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ]

対象経費の3/10以内又は融資額のいずれか低い額。

法人1,500万円、個人1,000万円上限。

② 条件不利地域型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体が共同利用機械等を導入する場合の経費を支援する事業です。

・補助率

整備内容の1/2以内（一部農業用機械は1/3）。

4,000万円上限

③ 被災農業者支援型（※国が災害対策を実施する場合のみ支援）

重大な気象災害による農業被害を受けた経営体が、農業経営の安定化を図るため、農産物の生産に必要な施設等の復旧・再開等を行う場合の経費を緊急的に支援する事業です。

多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業


○ 採卵養鶏・養豚 ICT・IoT 等技術導入支援メニュー

- ・生産性向上や省力化を目的とした ICT・IoT 等の先端技術の生産現場への導入経費を補助します。

対 象：県内を拠点とする養豚 1 万頭未満、採卵成鶏 20 万羽未満の事業者

補助率：1/2

- ① ネット環境セットメニュー 事業費上限 12,000 千円
- ② 機器単独メニュー 事業費上限 8,000 千円

採卵養鶏・養豚 ICT等技術導入支援メニュー	対象畜種	補助対象機器等
<p style="text-align: center;">補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器等購入費 ・ 設置費 ・ 運搬料 ・ 宅配・郵送料 ・ システム設定費 ・ システム構築費 ・ システム構築に係る旅費・謝金 ・ 農場内の運用環境整備に係る旅費・謝金 ・ (①のメニューのみ) ネット環境整備費 (対象機器等の購入に付帯して施工される場合) 	共通	①環境モニタリングシステム
	共通	②畜舎環境制御システム
	共通	③畜産設備機器等連携システム (ダッシュボードシステム等)
	共通	④経営管理支援システム
	共通	⑤飼料タンク残量管理システム
	豚	⑥個体管理機械装置 (体重等自動測定カメラ等)
	豚	⑦デジタル超音波画像診断装置
	鶏	⑧異常卵検査装置
	鶏	⑨ひび卵検査装置

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班 e-mail: nosinp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話: 022-211-2833
- ・ 各地方振興事務所農業振興部
- ・ 宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail: tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 11 階 電話: 022-211-2853

農業に関する最新の試験研究成果を学びたい

農業に関する最新の県の試験研究成果は、各試験研究機関が開催する研究成果報告会などで知ることができるほか、普及に移す技術や研究情報のトピックスといった情報をホームページでご覧いただけます。

○農業関係試験研究全般の情報

- ・宮城県農業・園芸総合研究所（企画調整部）
〒981-1243 名取市高館川上字東金剛寺1 電話：022-383-8118
URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/res_center/

○各分野別の技術情報

- ・水稲、麦、大豆等について
宮城県古川農業試験場
〒989-6227 大崎市古川大崎字富国88 電話：0229-26-5100（代表）
URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hk-nousi/>
- ・野菜、花き、果樹等について
宮城県農業・園芸総合研究所
〒981-1243 名取市高館川上字東金剛寺1 電話：022-383-8118（企画調整部）
URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/res_center/
- ・畜産、草地飼料について
宮城県畜産試験場
〒989-6445 大崎市岩出山南沢字樋渡1 電話：0229-72-3101（草地飼料部）
URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusans/>

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課普及支援班 e-mail：nosins@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2837
- ・宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail：tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2853

農業に関する出前講座を受けたい

.....
県民の皆様からの実施希望に基づき、皆様が主催する集会・会合等に県職員が出向き、県の施策等についてご説明します。
.....

1. 対象・申込み方法

地域団体、企業などの民間団体や市町村などの公的団体が主催する概ね20人以上の集会・会合が対象です。開催希望日の3か月前から3週間前までに、申込書を郵送・Eメール・FAXのいずれかの方法で、講座担当課にお申込ください。

2. 実施日時

平日は午前10時～午後8時、土日・祝日は午前10時～午後5時まで。

ただし、業務の都合によりご希望に沿えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※平日夜間・土日・祝日をご希望の場合は、事前に各申込先にご相談ください。

3. 料金・会場

職員の派遣費用と資料代は無料です。ただし、資料に有料頒布のものを使用する場合は実費がかかります。

会場使用料はお申込み団体の負担となります。

4. 実施までの流れ

- (1) 講座メニューを選ぶ
- (2) 講座担当課に申込み
- (3) 講座担当課からお申込団体へご連絡（日程・内容等の打ち合わせ）
- (4) 実施決定通知
- (5) 出前講座の実施

5. メニュー

農業に関して様々なメニューを用意しています。

最新の情報は、広報課ホームページをご覧ください。

広報課ホームページ「みやぎ出前講座」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/demae.html>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県総務部広報課調整班 e-mail: kohokt@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁3階 電話: 022-211-2285

※メニューの内容等については、講座担当課に直接ご相談ください。

県種雄牛・種雄豚の精液を購入したい

.....
 宮城県畜産試験場では、種雄牛・種雄豚の精液配布を行っています。

○種雄牛について

R5.4 現在

宮城県畜産試験場では黒毛和種種雄牛の検定を実施し、肉質・増体に優れた種雄牛の選抜を行っています（右表）。
 精液の配布（購入）については、（一社）宮城県畜産協会（電話：022-298-8476）にお問い合わせください。

No.	名 号	生年月日	血 統			
			父（産地）		母の父（産地）	
1	しげひろみ 茂洋美	H23. 02. 28	茂 洋	（宮城）	勝忠平	（鹿児島）
2	ひろいとなみ 洋糸波	H23. 03. 23	茂 洋	（宮城）	茂糸波	（宮城）
3	しげふくひさ 茂福久	H24. 12. 25	茂 洋	（宮城）	安福久	（栃木）
4	ひらかつみ 平勝美 （宮城）	H25. 04. 09	忠勝美	（宮城）	平茂勝	（鹿児島）
5	まつきしろう 皐月 彰	H25. 05. 01	安平勝	（宮城）	茂 洋	（宮城）
6	よしひさかつ 好久勝	H26. 09. 09	好平茂	（宮城）	安福久	（栃木）
7	やすゆりさち 安百合幸	H28. 06. 15	百合茂	（鹿児島）	安福久	（栃木）
8	かつみざくら 勝美 桜 1	H28. 02. 14	勝 洋	（宮城）	勝忠平	（鹿児島）
9	かつひでよし 勝秀好	H27. 08. 22	好平茂	（宮城）	勝忠平	（鹿児島）
10	あまみつしげ 昭光茂	H29. 03. 24	好平茂	（宮城）	百合茂	（鹿児島）

県有種雄牛の詳細については畜産試験場ホームページ
 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusans/>) をご覧いただくか、下記にお問い合わせください。

○種雄豚について

配布している種畜は、デュロック種（しもふりレッド）で、原則毎週月曜日と木曜日に、精液の採取を行っています。精液譲受申請書に必要な事項を記入し、譲渡料金分の（1,600円/本）県収入証紙を貼付して畜産試験場に提出してください。

採精状況によりますが、採取日午前9時までに畜産試験場に電話又はFAXで担当あて連絡いただければ、宅配にて翌日の午前中に届くよう配送します。（送料着払い）
 （写真：しもふりレッド）



お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県畜産試験場 e-mail:tikusans@pref.miyagi.lg.jp
 - ・種雄牛担当：宮城県畜産試験場酪農肉牛部
 - ・種雄豚担当：宮城県畜産試験場種豚家きん部
- 〒989-6445 大崎市岩出山南沢字樋渡1番地 電話：0229-72-3101（代）
 FAX：0229-72-2326

食品加工技術などに関する技術的な支援や 試験研究について知りたい

産業技術総合センターでは、地域企業等の皆様を対象とした食品に関する技術相談や技術提供サービスをはじめとする様々な技術支援を行っています。ぜひ、ご活用ください。

産業技術総合センターによる支援

- 1 食品加工に関する相談を随時お受けします。
- 2 食材や製品の栄養成分や品質の評価をお手伝いします。
- 3 食品加工・品質評価関連の機器及び会議室などの施設の開放を行っています。
- 4 センター技術者の派遣や企業等の技術者の受け入れにより、食品加工に関する技術的な課題解決のお手伝いをします。
- 5 商品の企画・開発手法、マーケティングなど実務に直結する研修を実施します。また、ご要望により個別テーマ毎の研修も受け入れます。
- 6 センターのホームページなどにより、随時関連する情報を提供しています。
<https://www.mit.pref.miyagi.jp/>

○産業技術総合センターの食品関連の研究開発内容

産業技術総合センターでは、食品高付加価値化技術や微生物応用技術による市場性を高めた商品開発を支援し、先進的技術や新素材の地域企業への展開を進めるため、研究開発に取り組んでいます。

主な研究開発の内容は以下のとおりです。

① 県産清酒多様化のための酵母開発

県産清酒の多様化及び高品質化を目的に、これまでの酵母開発でカバーできていない酒質を目指した宮城県独自の清酒用酵母の開発

② 味評価装置を用いた工程管理技術の検討

主成分分析や判別分析などを活用した、仙台味噌の香気分析や味評価等の機械分析と製造現場の判断を結びつけることによる官能評価の可視化や、熟成期間の予測の可能性を検討

③ イチゴ「にこにこベリー」のケーキ用としての特性評価と利用拡大に向けた検討

本県育成イチゴ新品種「にこにこベリー」の既存の品種と比べ春先まで果肉が硬く、中玉～小玉率がやや高いなどといった特徴を生かし、ケーキ用に特化した「にこにこベリー」の特性評価を行い、利用拡大に向け検討

お問い合わせ・相談窓口

- ・ 宮城県産業技術総合センター相談窓口 e-mail : soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp
〒981-3206 仙台市泉区明通二丁目2番地 電話 : 022-377-8700

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」 の認証を受けたい

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」は、農薬や化学肥料などを県の慣行基準の5割以下に節減して生産された農産物を県が認証するもので、消費者により信頼性の高い農産物を供給していく制度です。

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

○特別栽培農産物とは？

農薬や化学肥料（窒素成分）を通常の（慣行基準）と比べ5割以下に減らして生産した農産物です。県では、計58品目の農産物について慣行基準を定めています。

○対象農産物

本県において生産される米、麦、豆類、茶等乾燥調製した農産物と野菜及び果実が対象となります（加工品は除く）。

○認証の区分

農薬や化学肥料を慣行基準の5割以下に節減する節減栽培と、全く使用しない不使用栽培の組合せで4つの認証区分を設けています。

- (1) 農薬・化学肥料不使用栽培農産物
- (2) 農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物
- (3) 農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物
- (4) 農薬・化学肥料節減栽培農産物

○申請について

本制度の認証を受ける場合は、まず、認証申請を行う必要があります。また、作物や栽培時期によって申請の受付期間が異なりますので注意してください。詳細については、みやぎ米推進課ホームページ

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/ninsyou-top.html>) をご覧いただくか、下記にお問い合わせください。

◇注意！ 「有機農産物」、「有機栽培」、「オーガニック」と表示したい方は

本制度で農薬・化学肥料不使用栽培農産物の認証を受けても、「有機農産物」、「オーガニック」等の表示はできません。

JAS法に基づく手続きが必要となりますので、詳しくは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター仙台センター（仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 電話：050-3797-1890）にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 e-mail: miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2845
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11相談窓口」を参照）

有機農業に関する相談をしたい

「有機 JAS 認証を取得したい」、「有機農業を始めたい」など、有機農業に関するご相談に応じています。

有機農業に関する相談窓口を宮城県庁みやぎ米推進課に設置しています。有機農業に関するご相談がありましたら、下記によりご連絡ください。

1 相談方法

ご相談を希望される方は、次のいずれかの方法で問い合わせください。

相談方法	受付時間	内容
電子メール	24時間受付	電子メールによるご相談を希望される方は、下記の Web ページ内に掲載されたお問い合わせフォームよりご相談ください。電子メールに対する返信は、原則5営業日以内に行います。
電話	8時30分～12時00分 13時00分～17時15分	電話によるご相談を希望される場合は、次の電話番号へご連絡ください。担当者不在の場合は、別途ご案内さしあげます。 電話番号：022-211-2845 (農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班)
対面	10時00分～12時00分 13時00分～16時00分 (事前予約制)	対面によるご相談は事前予約制です。希望される方は、下記の Web ページ内に掲載されたお問い合わせフォームまたは電話にてご予約ください。相談場所は、宮城県庁内となります。

※いずれの場合も、受付は土日祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日は除きます。予めご了承ください。

宮城県ホームページ 「宮城県有機農業相談窓口」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/yuki-consultation.html>

2 相談内容

相談窓口では、次の内容についてご相談に応じます。

- (1) 有機 JAS 認証の取得に関すること。
- (2) 有機農業の新規取組に関すること。
- (3) その他有機農業の取組に関すること。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 e-mail: miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話: 022-211-2845

環境保全型農業への支援策について知りたい

国が実施する環境保全型農業直接支払交付金と連動し、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献する環境保全型農業の取組を支援します。

環境保全型農業直接支援対策

○支援対象者

環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む農業者2名以上が組織する団体等が支援の対象となります。

1. 対象作物について販売を目的として生産を行っていること。
2. みどりのチェックシートの取組に関する指導・研修等を受講し、実践していること。

○事業要件

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実践を推進するための活動として掲げられた12の活動のうち、いずれか1つ以上を実践する必要があります。

○支援の対象となる取組と支援の水準

支援の対象となる取組は、当年度中に完了できる等、一定条件を満たす地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組です。

1. 国際水準の有機農業の取組（化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組）
2. 化学肥料、化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組。
 - ①炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
 - ②カバークロープ（緑肥の作付）
 - ③リビングマルチ（緑肥の作付）
 - ④草生栽培
 - ⑤不耕起播種
 - ⑥長期中干し
 - ⑦秋耕
 - ⑧冬期湛水管理

○支援の水準（基本的な支援単価の上限）

1. 14,000～3,000円/10a（対象作物や加算措置の取組の有無により異なります）
2. ①ア 4,400円/10a：稲わら堆肥 イ 2,200円/10a：稲わら堆肥以外の堆肥
②6,000円/10a ③5,400又は3,200円/10a（緑肥の種類により異なります）
④5,000円/10a ⑤3,000円/10a ⑥⑦800円/10a ⑧8,000～4,000円/10a

※国、県、市町村の予算状況により、支援単価が変動する場合がありますので、あらかじめご承知願います。

○申請期間

申請期限は6月末日です（原則として対象活動が開始される前までに事業計画を提出）。取組を行うほ場がある市町村へ申請書等を提出してください。

詳細については、下記または、東北農政局生産部生産技術環境課（仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 電話：022-263-1111）か市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 e-mail: miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2845
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部（「11相談窓口」を参照）

GAP（農林産物）に取り組みたい

県では、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」に基づき、消費者が求める安全・安心な食料の安定供給に向け、農産物の生産工程管理（GAP）の推進に取り組んでいます。農業者がGAPの取組を実施することにより、自らの経営の効率化や農産物の食品としての安全、農作業の安全等の確保を図ることが期待されます。さらに、GAPの取組により、経験の浅い人でも的確な作業が可能となることから、幅広い人材の活用や人材育成の観点からも有効です。

このため、県では、関係機関・団体と連携して、国際的にも通用するGAPの普及・拡大に向けた取組を推進しています。

GAP認証取得推進事業（農林産物）

OGAPとは？

Good Agricultural Practiceの略（よい農業のやり方＝農業生産工程管理）。農業生産現場において、食品の安全確保などを目的とした適切な農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組です。

また、これらGAPの取組が正しく実施されていることを第三者機関が審査し、証明する仕組みをGAP認証といい、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPの3種類が普及しています。

○支援内容

- ・生産者、生産組織リーダー、農協担当者等を対象としてGAP研修会を開催します。
- ・GAP取組意向者、認証取得希望者への現地指導やみやぎGAP推進アドバイザー派遣を行います。
- ・林産物のGAP認証の取得支援を行います。
（山の幸振興対策事業（市町村振興総合補助金）
【補助率】補助対象事業費の1/3以内

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先・相談窓口

- | | | |
|-------|---|---|
| 【農産物】 | ・宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 | e-mail : miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp
宮城県庁 10階 電話 : 022-211-2845 |
| | ・各農業改良普及センター | |
| 【林産物】 | ・宮城県水産林政部林業振興課地域林業振興班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 | e-mail:rinsint@pref.miyagi.lg.jp
宮城県庁 12階 電話 : 022-211-2914 |
| | ・各地方振興事務所（地域事務所）林業振興部 | |

畜産 GAP に取り組みたい

GAP（農業生産工程管理）は必要な関係法令に則して定められる点検項目に沿って農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検を行うことによる持続的な改善活動のことです。GAP に取り組むことで、従業員の意識改善、作業効率の向上、品質面や販売面での改善等が期待できます。畜産 GAP の認証を取得する場合、認証審査費用等に対する支援があります。

○JGAP 家畜・畜産物の認証

認証の取得を希望する農場は審査・認証機関に審査の申込みを行います。認証を取得するためには基準書「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の必須項目（57項目）に100%適合、重要項目（42項目）に95%適合が条件となります（JGAP 農場用 管理点と適合基準 2017 版）。認証の有効期間は2年間で、認証を継続するためには維持審査と更新審査が必要になります。認証を取得した農場は審査・認証機関により公表されます。

審査・認証機関 公益社団法人中央畜産会、エス・エム・シー株式会社、
鹿児島大学共同獣医学部
認証・審査費用 新規で取得する場合、国から助成があります（上限あり）
審査項目 農場の管理、家畜衛生、食品安全、アニマルウェルフェア、
人権尊重、労働安全、環境保全に対応した管理点が合計で113項目

○農場 HACCP との差分審査

農場 HACCP と重複する項目が審査から除外されます。

審査・認証機関 公益社団法人中央畜産会、エス・エム・シー株式会社
認証・審査費用 新規で取得する場合、国から助成があります（上限あり）
審査項目 69項目（JGAP 農場用 管理点と適合基準 2017 版）

※「JGAP 農場用 管理点と適合基準 2022 版」が2022年11月14日に発行され、2023年1月4日から運用が開始されました。それに伴い、「JGAP 農場用 管理点と適合基準 2017 版」の審査受付は2024年1月3日までになっています。

詳細については、畜産課ホームページ

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusanka/>) をご覧いただくか、下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail : tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話 : 022-211-2853

農村の生活環境を整備したい

.....

農村の生活環境を改善し、魅力ある農村づくりを推進するため、次のような事業を実施しています。

.....

農業集落排水施設整備事業

1	事業内容	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥、または雨水を処理する排水施設の整備 [補助率：国 50%、県(交付金として)1%以内]
2	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・受益戸数がおおむね 20 戸以上、ただし末端受益は 2 戸以上。 ・既設の施設改築にあつては、最適整備構想及び維持管理適正化計画を策定しており、改築に要する費用が 200 万円以上、かつ、①施設の供用開始後 7 年以上経過している②供用開始後、環境条件の変化が認められることのいずれかを満たすこと。 ・施設の整備改築にあつては、PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討。 <p>≪強靱化型（下記のいずれかを満たすもの）≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住人口おおむね 500 人以上。 ・浸水想定区域内のもの。 ・処理区内に防災拠点となりうる公共施設等が存在する。 ・施設の再編・集約

農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）

1	事業内容	農業生産基盤、農村生活環境の整備 [補助率：国 50%、県 14%（農業生産基盤） 県 1%（農村生活環境）]
2	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興基本計画が策定されていること ・農業振興地域の区域であること

地域用水環境整備事業

1	事業内容	親水・景観保全施設、生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設、利用保全施設、地域用水機能増進施設、小水力発電施設等の整備 [補助率：国 50%、県 25%]
2	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画区域の自然的、社会的、歴史的諸条件から、事業を実施することが適当と認められること ・事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること、総事業費が 5 千万円以上

◎関連する融資制度

農業近代化資金（6号）

農林漁業金融公庫資金（振興山村・過疎地域経営改善資金）（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
 - 農村振興課地域計画班 e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
 - 農村整備課水利施設保全班 e-mail : nosonseis@pref.miyagi.lg.jp
- 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10階 電話：022-211-2874
11階 電話：022-211-2862
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

多面的機能支払交付金について知りたい

農地・農業用水等の資源は、農村地域における過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難となっており、農業者などが共同で行う活動の支援を行っています。

多面的機能支払交付金

1 事業内容	<p>① 農地維持支払</p> <ul style="list-style-type: none">水路・農道等の資源の基礎的な保全活動（水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充など）を農業者などが共同で行う活動組織を支援します。 <p>② 資源向上支払</p> <ul style="list-style-type: none">農地・水路・農道等の質的向上を図る活動（施設の軽微な補修、農村環境保全、施設の長寿命化など）を農業者及び地域住民などが共同で行う活動組織を支援します。なお、農地維持支払と併せて取り組む必要があります。 [補助率：国 50%、県 25%]
--------	--



農地維持のための活動



資源向上のための活動

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 e-mail : nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2866
- 各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

経営を改善したい（経営管理）

.....
こんな時にご相談ください！

- ・ 経営管理を改善したい。
 - ・ 資金繰りを検討したい。
 - ・ 設備投資をしても大丈夫か見極めたい。
 - ・ 経営のどこに問題があるか分からない。
 - ・ 将来の見通しをたてたい。
 - ・ 法人化して経営を合理化したい。
 - ・ 経営を後継者に引き継ぎたいが、どうしたらよいか分からない。
 - ・ 従業員の働く環境を改善したい。
-

地域農業の担い手として、意欲的に経営改善に取り組もうとする農業者や農業法人の皆様への課題解決や経営管理能力の向上のため、農業改良普及センターでは様々な支援を行っています。

また、経営相談ワンストップ窓口「宮城県農業経営・就農支援センター」を開設して、農業者の皆様の相談に対応しています。

○支援の内容

- ・ 経営管理に関係する各種研修会を開催しています。
 - ・ 今後の経営をどうしていくかなどの経営計画づくりと実践を支援しています。
 - ・ 今の経営はどうなっているか、課題は何か、改善するにはどうしたらよいかなどの提案と助言などを行っています。
 - ・ 農業制度資金を計画どおり償還するための助言を行っています。
 - ・ 農業法人を設立するための支援を行っています。
- 詳しくは地元の農業改良普及センター、市町村担い手育成総合支援協議会などにお問い合わせください。

○相談するためのポイント

直近の生産量・販売実績が分かるもの、決算書などがあれば、より具体的な相談ができます。

※相談内容の秘密は守られます。

お問い合わせ先・相談窓口

・ 各農業改良普及センター（電話番号）

大河原	0224-53-3496	亘理	0223-34-1141	仙台	022-275-8374
大崎	0229-91-0726	美里	0229-32-3115	栗原	0228-22-9404
登米	0220-22-6127	石巻	0225-95-1435	気仙沼	0226-25-8069

・ 宮城県農業経営・就農支援センター（宮城県担い手育成総合支援協議会

（公社）みやぎ農業振興公社内）電話：022-342-9190

・ 市町村担い手育成総合支援協議会

野菜、果樹の価格が低落した時の 補償制度に加入したい

野菜・果樹農家が安心して生産できるよう、価格変動による経営への影響を緩和するため、「青果物価格安定制度」があります。

詳しくは、公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会にお問い合わせください。
(JA 全農宮城県本部園芸・生産振興部内 電話：022-283-5130)

項 目	内 容
補償の対象となる品目	<p>原則として、水田における園芸作物への作付け転換による生産拡大を見据えて位置付けられた生産拡大品目又は「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目（県戦略品目、地域戦略品目）のうち、下記品目を対象とします。</p> <p>①生産拡大品目（10品目） キャベツ、たまねぎ、レタス、ねぎ、曲がりねぎ、ほうれんそう、えだまめ、せり、ピーマン、ゆきな</p> <p>②県戦略品目（7品目） きゅうり、トマト、こねぎ、ミニトマト、いちご、日本なし（幸水、新高、豊水）、生しいたけ</p> <p>③地域戦略品目（17品目） はくさい、だいこん、なす、かぼちゃ、こまつな、しゅんぎく、スイートコーン、ズッキーニ、そらまめ、チンゲンサイ、つるむらさき、つぼみな、にら、ブロッコリー、みずな、えのきだけ、なめこ</p>
補償対象となる要件	<p>①生産者の委託を受けて農協がJA全農みやぎを通じて出荷販売したものであること</p> <p>②無条件委託販売であること</p> <p>③販売代金の生産が共同計算方式であること 他</p>
補償基準価格 最低基準価格	<p>補償基準価格＝平均価格（※）×0.9 最低基準価格＝平均価格（※）×0.7</p> <p>（※）平均価格 原則として、品目別、出荷月ごとにJA全農みやぎ取扱実績の最近5カ年の平均価格から、最高・最低価格を除く中庸3カ年の加重平均</p>
補給金交付率	<p>①生産拡大品目 100%</p> <p>②県戦略品目 85%</p> <p>③地域戦略品目 75%</p>
補給金の交付	<p>JA全農みやぎの月別平均販売価格が補償基準価格を下回った場合に、農協を通じて交付されます。</p> <p>生産者補給金＝〔補償基準価格－平均販売価格（最低基準価格が下限）〕×補給金交付率×出荷数量（予約申込数量が上限）</p>
補給準備金の造成	<p>①補給準備金＝（補償基準価格－最低基準価格）×補給金交付率×予約申込数量</p> <p>②概算造成額：当初の資金造成は①40%を概算造成</p> <p>③負担割合：生産者40%、JA全農みやぎ10%、県30%、市町村20%</p>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班 e-mail：engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2337

牛・豚の価格が低下した時に所得を安定させるための制度に加入したい

価格安定制度は、牛や豚などそれぞれに補てん基準価格があり、取引価格が補てん基準価格を下回った場合、基金加入者に対して補てん金が支払われます。

制度	対象種目
肉用子牛生産者補給金制度 ○肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付	黒毛和種 褐毛和種 その他肉専用種 乳用種 肉専用種と乳用種の交雑種
肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン) ○肥育牛1頭当たりの粗収益(ブロック別)が生産コスト(都道府県別)を下回った場合に生産者に差額の9割を補てん金として交付	肉専用種 交雑種 乳用種
肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン) ○豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に生産者に差額の9割を補てん金として交付	肥育豚

※その他、加工原料乳や鶏卵に関する価格安定制度があります。

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail: tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話: 022-211-2853

万一の災害に備えるための補償制度に加入したい

.....

農業者が、自然災害や病虫害等によって収穫物等に被害を受けた場合、その損失を補填する農業共済制度があります。

国の法律（農業保険法）に基づく公的な補償制度であり、掛金の一部は国が負担しています。

.....

共済事業の概要は、次のとおりです。

種類	共済目的	国の掛金負担割合
農作物共済	水稲、麦	50～55%
家畜共済	牛、馬、豚	40～50%
果樹共済	りんご、なし	50%
畑作物共済	大豆、そば、ばれいしょ、蚕繭	50～55%
園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用	50%
任意共済	建物、農機具、保管中農作物	—

加入資格・方法や掛金等は、種類や目的によって異なります。加入申込や詳しい内容については、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

- | | | |
|---------------------------|-------------------------------------|-----------------|
| ・宮城県農業共済組合本所 | 大崎市三本木字大豆板 24-3 | 電話：0229-87-8281 |
| " 県南支所 | 角田市角田字町田 113 | 電話：0224-63-2012 |
| " 中央支所 | 大崎市三本木字大豆板 24-3 | 電話：0229-87-8271 |
| " 県北支所 | 登米市迫町森字平柳 34-88 | 電話：0220-22-8411 |
| | | |
| ・宮城県農政部農政総務課団体指導検査班 | e-mail：noseisom-d@pref.miyagi.lg.jp | |
| 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 | 宮城県庁 10 階 | 電話：022-211-2754 |

農業収入全体の減少に備えた保険に加入したい

農業者が、自然災害だけでなく価格低下も含めた農業収入全体に備えるための保険制度（農業経営収入保険制度）が平成31年1月から始まりました。

国の法律（農業保険法）に基づく公的な補償制度で、保険料等の一部は国が負担します。

農業経営収入保険制度の概要は、次のとおりです。

(1) 保険資格者

青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）

(2) 対象収入

自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。

(3) 対象品目

品目の限定は基本的になく、米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農作物をカバーします。

(4) 補償内容

原則として、農業者ごとの過去5年間の平均収入を基準収入として、当年の収入が基準収入の9割（※）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補填します。

※5年以上の青色申告実績がある場合。その他加入条件により補償限度額は変わります。

(5) 他の収入減少補填制度との関係

農業共済、ナラシ対策等の類似制度については、どちらか一方を選択して加入します。

当分の間の特例として、令和3年以降、野菜価格安定制度の利用者が収入保険に加入する場合は同時利用することができます。

保険料、補償内容、加入申込等、詳しく知りたい方は、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農業共済組合本所	大崎市三本木字大豆板 24-3	電話：0229-87-8281
〃 県南支所	角田市角田字町田 113	電話：0224-63-2012
〃 中央支所	大崎市三本木字大豆板 24-3	電話：0229-87-8271
〃 県北支所	登米市迫町森字平柳 34-88	電話：0220-22-8411

・宮城県農政部農政総務課団体指導検査班 e-mail : noseisom-d@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁 10階

電話：022-211-2754

中山間地域で農業を行っている人たちへの 支援策について知りたい

中山間地域の活性化と農業・農村の多面的機能を確保するため、次のような事業を実施しています。

農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）

1 事業内容	農業生産基盤、農村生活環境の整備 [補助率：国 55%、県 30%]
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎、山村振興などの5法指定地域等で林野率 50%以上かつ主傾 1/100 以上の農地面積が 50%以上の区域 ・ 農村振興基本計画が策定されていること ・ 農業振興地域の区域であること

中山間地域等直接支払交付金

1 事業内容	担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、農業生産活動を行う農業者に対して交付金を交付する。
2 採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎、山村振興などの9法指定地域内等において、「集落協定」及び「個別協定」に基づき、5年間継続して農業生産活動と多面的機能の増進につながる活動を行うこと。

◎関連する融資制度（詳しくは「9 資金」をご覧ください。）

日本政策金融公庫資金（中山間地域活性化資金）

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農山漁村なりわい課中山間振興班 e-mail : nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
- 農村振興課地域計画班 e-mail : nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
- 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10階 電話：022-211-2866、2874
- 11階 電話：022-211-2862
- ・ 各地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部

経営所得安定対策等の概要について知りたい

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

〔各制度概要〕

①畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産費と品質に応じて交付する数量払いを基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払いは数量払いの先払いとして支払われます。

ア 数量払：大豆、麦、そば、なたね等の当年産の出荷・販売数量に対し、品質及び数量（交付金単価×数量）に応じて交付金が交付されます。

イ 面積払：上記の数量払が基本となりますが、先払いで当年産の作付面積に応じて、2万円/10a（そばは1.3万円/10a）の交付を受けることができます。

②米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

対象作物は米、大豆、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

③水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して直接交付金を交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るための制度です。

〔水田活用の直接支払交付金一覧〕

助成名	対象作物等	交付単価	
戦略作物 助成	大豆、麦、飼料作物	35,000円/10a	
	WCS用稲	80,000円/10a	
	加工用米	20,000円/10a	
	飼料用米、米粉用米	収量に応じ55,000~105,000円/10a	
産地 交付金	地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援		
	国	そば、なたね、新市場開拓米、 地力増進作物	20,000円/10a
		新市場開拓用米（輸出用米等） （3年以上の新規契約を対象）	10,000円/10a
	県	大規模露地園芸（1ha以上拡大）	50,000円/10a
		露地園芸（30a以上団地化）	30,000円/10a
		新市場開拓用米の低コスト生産 （輸出用米等）	10,000円/10a
		加工用米の取組 （「低コスト生産」又は「複数年契約」）	5,000円/10a
		飼料用米の低コスト生産	3,000円/10a
		大豆、麦類、飼料作物等の作付拡大 （前年からの拡大面積）	6,000円/10a
		米粉用米の低コスト生産助成	3,000円/10a
地域	各市町村の地域農業再生協議会が設定	用途及び交付単価は、地域により異なります。 ※地域農業再生協議会にご確認ください。	

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部みやぎ米推進課水田農業班 e-mail : miyamai-su@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2842
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11 相談窓口」を参照）

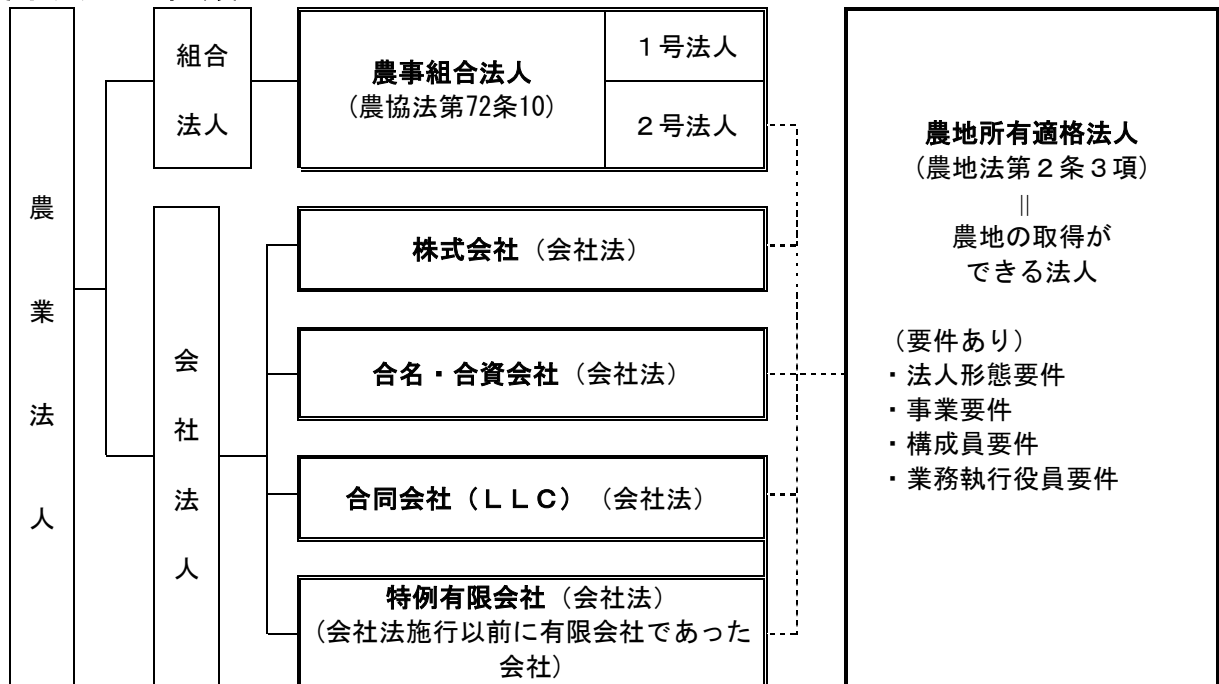
法人を設立したい

法人化を「する」「しない」を決めるのは経営者自身ですが、その判断材料となる情報の提供等を行っています。また、法人設立の際には専門家を派遣し、法人化の取組を支援します。

「法人化」は単一の事業や制度ではなく、多くの法律や制度が関係します。例えば、最も基本的な設立と農地の貸借、税申告だけでも、会社法、農業協同組合法、農地法、相続税法、法人税法等の法律と関連諸制度が絡み、「あるメリットを受けるために行った事柄により、別のデメリットが発生する」可能性があります。「法人化」を検討するに当たっては、「自分の経営において、各種法律や制度のメリットを最大限活用できるか？」がポイントとなります。

宮城県農業経営・就農支援センターでは、「農業法人とは、どういうものか?」「自分の経営の場合、どうすればよいのか?」という段階からの相談に応じています。

◆農業法人の種類



お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 総合窓口：宮城県農業経営・就農支援センター ((公社)みやぎ農業振興公社内)
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9 階
電話：022-342-9190
- ・ 市町村担い手育成総合支援協議会
- ・ (一社) 宮城県農業会議
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9 階 電話：022-275-9164
- ・ 宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班 e-mail: nosinp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話：022-211-2833
- ・ 各農業改良普及センター

施設園芸の燃料価格高騰に備えたい

燃料価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、省エネルギー化に取り組む施設園芸農家等を対象に「施設園芸等燃料価格高騰対策」を実施しています。

(国の補助を受け、一般社団法人日本施設園芸協会が事業を実施)

詳しくは、宮城県農業再生協議会事務局にお問い合わせください。

○施設園芸セーフティネット構築事業

国と農業者で1：1で積立を行い、燃料価格高騰時に補てん金をお支払いします。補填に使用されなかった農業者の積立金は、事業終了後に還付されます。(掛け捨てではありません)

1 加入要件

- ・施設園芸農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等
- ・3年間で燃料使用量を15%以上削減する計画の作成

2 対象期間

10月から翌6月の間から選択

3 対象油種

施設園芸(野菜、果樹、花きの栽培)の用に供するA重油、灯油、LPG、LNG

4 補てん積立金

積立金＝積立単価^(※)×年間燃料購入予定数量×1/2

※4つのコース(115%、130%、150%、170%)に応じた積立単価

115%コースの場合 A重油 12.2円/L、灯油 13.0円/L

LPG 16.0円/kg、LNG 8.6円/m³

5 補てん金

補てん金＝補てん単価^(※)×当月燃油購入数量×70%

※令和4年10月から令和5年6月までの補てん単価

当月のA重油価格-81.6円/L、当月の灯油価格-86.5円/L

当月のLPG 価格-106.6円/kg、当月のLNG 価格-57.0円/m³

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農業再生協議会事務局

(宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班) e-mail : engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2337

就労環境を整備したい

.....
男性の職場として位置づけられてきた農業現場において、女性農業者の働きやすい就労環境の整備を応援します。
.....

みやぎのキラリ輝く女性応援事業

○就労環境整備応援タイプ

これまで男性の職場として位置づけられてきた農業現場において、女性農業者の働きやすい就労環境を整備することにより、人材不足の解消につなげ、事業主体の農業経営の安定化、地域農業の維持発展を支援します。

事業内容：女性農業者の働きやすい就労環境・受入環境の整備に要する経費への補助
(1) トイレ、更衣室、休憩施設（冷暖房、給湯設備等含む）、衛生設備等の整備・改修等
(2) 育児スペース、託児所（冷暖房、給湯設備等含む）等の整備・改修等

事業主体：県内に本店を有する農業法人またはその他農業者の組織する団体
(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について、規約の定めがある団体)

補助率：補助対象経費の1/2以内（補助上限300万円）、一事業主体当たり補助金50万円以上を対象とする。
(女性活躍新規部門導入応援タイプ併用可だが、併用した場合でも補助上限は一事業主体当たり300万円)

主な要件：(1) 既に女性農業者が役員となっている、もしくは正社員として雇用している、または施設整備により新たに役員に登用する、もしくは正社員として雇用することが確実であると見込まれること。
(2) 整備する内容が、雇用しているまたは雇用しようとしている女性農業者の従業員数に対して過剰ではないこと。
(3) 事業実施後も継続して女性の地位向上に努めること。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県農政部農業振興課農業人材育成班 電話：022-211-2836
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 Email: nosinz@pref.miyagi.lg.jp
- 各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部農業振興班（地域調整班）
- 各農業改良普及センター

アグリビジネスに取り組みたい

公益財団法人みやぎ産業振興機構内にアグリビジネスを実践的にサポートできる機能を整備し、各種機関と連携しながら経営体の組織力強化や収益力向上など、きめ細かい支援を行っています。

【農業におけるビジネス・経営に関する相談受付】

(公財)みやぎ産業振興機構では、農業法人等からの商品開発、販路開拓、財務管理など、ビジネスや経営上の課題に関する相談を受け、下記の支援事業から最適な事業を選んで提案します。

相談及び各支援事業は原則的に無料です。(一部事業は負担金あり)まずは下記連絡先に電話にてお気軽にご相談ください

1 【(公財)みやぎ産業振興機構のアグリビジネス支援事業】

(1) 機構職員による現地訪問支援

アグリビジネスに意欲ある農業経営体を対象に、(公財)みやぎ産業振興機構アグリビジネスコーディネーターやアグリビジネス支援室職員の現地訪問による助言等を通してビジネスプランの実現や経営課題の解決へ向けた支援を行います。

(2) アグリビジネスステージアップ専門家派遣支援

新たな事業展開を考えている農業法人等を対象に、現在の経営課題や経営展開戦略について、(公財)みやぎ産業振興機構に登録しているアグリビジネスや中小企業支援の専門家の中から最適な専門家を派遣し、助言・ディスカッションを通じて、事業の成功に必要な課題解決に向けた助言と「儲かる仕組みづくり」を支援します。

(3) アグリビジネス生産性向上支援

多様化する農業法人等の課題を解決し、生産性の向上と組織力強化を実現するため、生産現場改善の支援事業と外部専門家を活用したオーダーメイド型の伴走支援を行います。

(4) アグリビジネス人材育成講座

経営管理能力や組織力の強化を必要とするアグリビジネス経営体等に対して、各種講座を開催し、必要となる知識習得等を支援します。

○次世代トップリーダー養成講座

経営管理に必要な知識の習得、事業計画の策定やブラッシュアップを図り、次世代の経営者を養成します。

○社員ビジネス講座

入社3年目までの社員を対象にビジネスマナーやコミュニケーション力等の基礎力の習得を支援することで、若手職員の育成を図ります。

(5) 農産物販売ビジネス支援

販売拡大を目指す農業法人等のアグリビジネス経営体に対して、農産物や農産加工品の販売に向けたアドバイスや、展示商談会への出展支援、販路開拓に向けたマッチングを支援します。

2【アグリビジネスに係る県の施設整備事業】

(1) フードバリューチェーン構築基盤整備事業

農業産出額の増大や質の高い雇用の増大を目的として、農業を営むものが生産活動の効率を高めながら商品に付加価値を付けるのに必要な機械・施設整備等に対して、一定の条件のもと補助を行います。

補助率：1／2以内 補助金上限額：3,000万円 採択件数：1件程度

(2) 大規模園芸経営体育成事業

宮城の園芸を牽引する大規模園芸経営体育成を目的として、規模拡大や新規品目への取組に必要な機械・施設整備等に対して、一定の条件のもと補助を行います。

補助率：1／2以内 補助金上限額：6,000万円 採択件数：2件程度

お問い合わせ先・相談窓口

- ・公益財団法人みやぎ産業振興機構 アグリビジネス支援室 e-mail:soudan@joho-miyagi.or.jp
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3階 電話:022-225-6697
- ・宮城県農政部農業振興課 先進的経営体支援班 e-mail:nosinp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話:022-211-2833
- ・宮城県農政部園芸推進課 先進的園芸推進班 e-mail:engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話:022-211-2723

商品づくりや販路拡大に取り組みたい

県内の食品製造業者等が取り組む、豊かな県産農林水産物を活用した、より付加価値の高い「喜ばれる商品づくり」から販路拡大までを支援します。また、県内独自銘柄畜産物や6次産業化生産者の独自商品の消費促進活動に対して支援します。

みやぎの食材バリューチェーン構築プロジェクト

消費者や実需者のニーズに基づき、県内食品製造業者が販路開拓を行う際に生ずる課題解決のため、商品の付加価値向上を図り、商品開発や販路開拓を支援します。

○喜ばれる商品づくり支援事業

県内の食品製造業者等が行う、地域の食材等を活用した商品や環境に配慮した商品の開発・改良を支援します。

- (1) 対象事業者：食料品製造業者、新たに食料品製造業に参入しようとする者、食料品製造業者に製造を委託する者
- (2) 事業区分：
 - ① 選ばれる商品づくり支援事業
地域の食材等を活用した商品開発費用を補助します。
 - ② 持続可能社会に向けた商品づくり支援事業
地域の食材等を活用した商品開発であり、事業者の産業廃棄物削減のための経費を補助します。
- (3) 助成内容及び募集期間
 - ① 選ばれる商品づくり支援事業
 - ・補助限度額：150万円
 - ・補助率：1/2以内
 - ・事業期間：原則として交付決定の日(概ね6月)から翌年2月下旬まで
 - ・募集期間：令和5年4月12日から5月10日まで
 - ② 持続可能社会に向けた商品づくり支援事業
 - ・補助限度額：300万円
 - ・補助率：1/2以内
 - ・事業期間：原則として交付決定の日(概ね6月)から翌年2月下旬まで
 - ・募集期間：令和5年4月12日から5月10日まで

○商談機会創出事業

商談会を通じて、県内の中小食品製造業者等が生産・加工する食品を、県内及び首都圏等県外に販路拡大できるよう支援します。

- (1) おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会
宮城県及び山形県の特徴ある食材及び加工品の情報発信、販路開拓を支援するために、総合商社、外食産業、東北地区を代表する有力スーパー、首都圏等の高級スーパー・百貨店等のバイヤーを招聘し、展示及び個別商談会を開催します。
 - ① 開催時期：令和5年10月24日(火)
 - ② 開催場所：仙台国際センター
 - ③ 募集期間：令和5年6月から7月(予定)

(2) 首都圏大規模商談会への出展

千葉県で開催される第58回スーパーマーケット・トレードショー2024に宮

城県ブースを出展し、全国規模での商談と「食材王国みやぎ」のPRを行います。

- ① 開催時期：令和6年2月14日から17日まで（3日間）
- ② 開催場所：幕張メッセ
- ③ 出展事業者募集数：18事業者程度
- ④ 募集期間：令和5年6月から7月（予定）

※上記の事業の詳細は、食産業振興課のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

ホームページアドレス

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/hojomain.html>

（みやぎの食材バリューチェーン構築プロジェクト）

○ 消費促進活動支援メニュー

- ・ 県内独自銘柄畜産物や6次産業化生産者の独自商品（鶏卵又は豚肉あるいはそれらを原料とした加工品）を販売する販売会等への出展費用やフェア開催経費を支援します。

対 象：県内に事業所を有する食品販売事業者

自ら生産物等を販売する採卵養鶏・養豚生産者

補助率：1/2 補助限度額：500千円

消費促進活動支援メニュー



補助対象経費

- | | | | |
|-----------|-------------|------------|----------|
| ・ 出展小間料 | ・ 備品レンタル使用料 | ・ 搬送経費 | ・ 広告掲載費 |
| ・ 出展手数料 | ・ 販売説明員雇用費 | ・ P R用試供品費 | ・ 映像制作費 |
| ・ 会場使用料 | ・ 電気工事費 | ・ 消耗品費 | ・ 交通費 |
| ・ フェア開催経費 | ・ 給排水設備使用料 | ・ 販促資材印刷費 | ・ 宿泊費 など |

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班 e-mail : s-business@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2812
- ・ 宮城県農政部畜産課生産振興班 e-mail : tikusanpp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2853

首都圏等での販路拡大に取り組みたい

.....
公益財団法人みやぎ産業振興機構では、県内の中小企業者（食品製造業者を含み
ます。）の首都圏等での販路拡大を支援します。
.....

中小企業販路開拓総合支援事業（引合せ支援）

○事業概要

県内中小企業の製品等について、首都圏等への販路拡大を図るため、販路開拓ナビゲーターのネットワークを活用した効率的な販路開拓支援を行います。

※販路開拓ナビゲーターとは・・・大手メーカー、商社等のOBで豊富な営業経験や製品開発経験を有し、自らのコネクション、ネットワークを多くの企業に持っている首都圏在住者

○対象者

県内の中小企業者等で、かつ、県内で製品を生産・製造している者。

○支援内容

販路開拓ナビゲーターが、支援対象企業への現地視察や首都圏等での商談先調整、個別引き合わせなど商談成約への取組を支援します。

○支援の流れ

申し込み→現地調査・内部審査→支援商品選定委員会→支援決定・販路開拓ナビゲーターの決定→販路開拓ナビゲーターによる現地視察・販路打ち合わせ→首都圏企業との引き合わせ

お問い合わせ先・相談窓口

公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 e-mail : soudan@joho-miyagi.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

電話：022-225-6697

大都市等での物産展やイベントを通じて 生産物のPRや販売を行いたい

.....

物産展やイベントを通じて、生産物などの需用拡大や販路拡張を図りたいときは、ご相談ください。

.....

県外物産展への出展

○県外の主要都市の百貨店を会場に、県産品の展示即売を行います。

- ・ 令和5年 4月4日～10日（横浜市）
- ・ 令和5年11月（東京都） <予定>
- ・ 令和5年11月（広島市） <予定>
- ・ 令和6年 1月（名古屋市） <予定>
- ・ 令和6年 3月（千葉市） <予定>

東京アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」における販売

○東京都池袋に開設しているアンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」での通常商品販売、試験販売、イベント販売に係る申込を受け付けています。

販売形態	販売期間	手数料	書類の提出先
通常販売	常時	売上の 約30%	(公社) 宮城県物産振興協会 住所：仙台市青葉区上杉1-14-2 電話：022-263-5050
イベント販売	原則1週間	売上の 18～20%	同上
試験販売	原則3か月	売上の 約30%	宮城県農政部食産業振興課 住所：仙台市青葉区本町3-8-1 電話：022-211-2815

お問い合わせ・相談窓口

- ・ 宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班 e-mail : s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp
 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2815

海外に輸出したい（1）

宮城県国際ビジネス推進室では、県内企業の皆様に、県や国等関係機関が実施するさまざまな海外ビジネス支援サービスの情報を集約し、一元的に分かりやすく提供する海外ビジネス支援情報のプラットフォームを目指しています。

海外ビジネスを検討されている事業者の皆様は、お気軽にお問い合わせください。

○海外ビジネス相談窓口

海外ビジネス展開について、どこに相談していいのかわからない方は、まずこちらにご相談ください。ご相談内容に応じ、県や各支援機関の支援施策をご案内します。

窓口：宮城県国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第一班

- ・電話 022-211-2962 ・メール gb1@pref.miyagi.lg.jp
- ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室国際ビジネス推進第一班

e-mail : gb1@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 14 階 電話 : 022-211-2962

海外に輸出したい（２）

県内産の農林水産物や加工食品の輸出促進を図るため、輸出に取り組もうとする県内農林漁業者や食品製造業者等が行う輸出活動（海外で開催される商談会等への参加）に要する経費について、その一部を助成します。

県産食品海外ビジネスマッチングサポート事業

○地域産品輸出促進助成事業

1 交付対象者

県内で産出・生産される農林水産物及びその加工品の生産者又は生産者団体（ただし、同一補助事業に対し過去3回を超える当該補助金の交付実績がない者、同一年度に当該補助金の交付実績がない者、並びに補助事業に対し他の補助金の交付実績がない者に限る）

2 対象となる経費、金額及び補助率等

（１）対象経費

海外で開催される商談会等に参加する際に必要な諸経費（旅費、輸送費、消耗品費、委託費、その他経費）

（２）補助限度額 ※フェアの対象経費は旅費のみ

- | | |
|---|------|
| ①海外商談会、フェアへの参加 | 30万円 |
| ②海外見本市への参加 | 50万円 |
| ③グループ（3者以上でかつ構成員の3分の2以上が生産者等の場合に限る）による海外商談会、フェア、海外見本市への参加 | 90万円 |

（３）補助率

1/2

詳細については、国際ビジネス推進室ホームページをご覧ください。下記にお問合せください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/hojojigyous-index.html>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県経済商工観光部 国際ビジネス推進室国際ビジネス推進第二班

e-mail : s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 電話：022-211-2346

海外に輸出したい（3）

宮城県と日本貿易振興機構（ジェトロ）仙台貿易情報センターが連携し、海外取引を目指す企業、個人からの各種相談に応じます。

I 宮城県の支援メニュー

みやぎグローバルビジネスアドバイザー（GBA）

海外ビジネスに関する様々な分野の専門家をアドバイザーとして登録し、企業等からの相談に際して、海外取引等に関する専門的な情報を提供します（一部海外での面談等も対応可）。

II ジェトロ仙台貿易情報センターの支援メニュー

世界的なネットワークを用いて、情報提供やアドバイスを行っています。

○ アドバイス内容

輸出入手続／契約方法／海外の取引先や取引商品／海外見本市／クレーム等トラブル対処等 ※農林水産物・食品に関しては、専門の相談窓口を設けています。

○ 海外見本市出展支援事業

海外有力展示会にジャパンパビリオンを設置し、県内企業の出展支援をします。

○ 海外バイヤー招聘商談会

海外バイヤーを招聘し、県内企業とのマッチング商談会を行います。

○ 輸出有望案件発掘支援事業

優れた技術力やオンリーワン商品などを持っている中小企業を発掘・認定し、専門家による個別支援のもと、海外販路開拓・輸出成約までお手伝いします。

【重点支援業種】 食品、機械・部品、繊維、伝統産品、環境・バイオ・福祉

○ 各種セミナー

時機に合ったテーマでの情報提供を、年間を通じて随時行います。

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室国際ビジネス推進第一班

e-mail : gb1@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 14 階 電話 : 022-211-2962

・ジェトロ仙台貿易情報センター

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目 6-1 第一生命タワービル 18 階 電話 : 022-223-7484

海外に輸出したい（４）

宮城県と韓国は、経済、観光、文化交流などで密接な関係があります。また、中国は、成長する東アジア経済圏の中で、世界の成長センターとして発展しています。そこで、宮城県では、県内企業等の対韓国・中国ビジネスを支援するため、海外事務所を運営する公益社団法人宮城県国際経済振興協会とともに、下記の業務を行っています。

I 宮城県ソウル事務所による支援

本県と韓国との経済の一層の交流を促進するため、韓国ソウル特別市に開設された海外事務所です。「韓国で事業展開したい」「韓国企業と貿易を行いたい」などとお考えの企業や個人の方々へ、情報提供やアドバイス等を行っています。県職員が常駐しているほか、日本語ができる韓国人スタッフもおりますので、お気軽にご相談ください。

○事業概要 宮城県内企業等の韓国における活動支援／宮城県の観光PRと韓国観光客の誘致／韓国経済に関する情報の収集・提供／韓国企業への各種情報提供等

II 宮城県大連事務所による支援

本県と中国との経済の一層の交流を促進するため、中国遼寧省大連市に開設された海外事務所です。「中国で事業展開したい」「中国企業と貿易を行いたい」などとお考えの企業や個人の方々へ、情報提供やアドバイス等を行っています。県職員が常駐しているほか、日本語ができる中国人スタッフもおりますので、お気軽にご相談ください。

○事業概要 宮城県内企業等の中国における活動支援／宮城県の観光PRと中国観光客の誘致／中国経済に関する情報の収集・提供／中国企業への各種情報提供等

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室 e-mail : gb1@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 14 階 電話 : 022-211-2962
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaibiz/>
- ・公益社団法人宮城県国際経済振興協会 ソウル事務所 e-mail : seoul1@japan-miyagi.jp
大韓民国ソウル特別市中区貞洞 11-3 ドゥビービル 3 階 303 号室
電話 : +82-2-725-3978 F A X : +82-2-725-3979
- ・公益社団法人宮城県国際経済振興協会 大連事務所 e-mail : gb-dalian@miyagi-dalian.com
中華人民共和国遼寧省大連市中山区人民路 15 号 国際金融大厦 13 階
電話 : +86-411-8250-7426 F A X : +86-411-8250-7439

海外に輸出したい（５）

.....
公益財団法人みやぎ産業振興機構では、県内の中小企業者（食品製造業者を含みます。）の海外販路開拓を促進するため、専門家による海外での市場調査などを支援します。
.....

中小企業販路開拓総合支援事業（市場投入支援）

○事業概要

県内中小企業が開発中の試作品や技術の応用又は既存品の改良による製品化を市場ニーズに適合した製品等にするための専門家によるマーケティング調査を支援します。

○対象者

県内の中小企業者等で、かつ、県内で製品を生産・製造している者

○支援内容

マーケティング専門家と委託契約を締結し、海外への販路開拓を図る県内の中小企業者等が実施するマーケティング調査をサポートします。

○スケジュール

- 4月下旬頃：事業者募集開始
- 6月頃：採択審査会開催・採択企業決定
- 8月頃：委託契約締結

お問い合わせ先・相談窓口

公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 e-mail : soudan@joho-miyagi.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

電話：022-225-6697

展示イベント等を開催したい

夢メッセみやぎ（みやぎ産業交流センター）では、仙台国際貿易港に隣接した展示場や多彩な施設を利用しながら、さまざまなスタイルのイベントが開催できます。

■所在地 仙台市宮城野区港三丁目 1-7（本館）、1-3（西館）

■施設概要

- 展示場 本館 7,500 m²（3分割可）、西館 1,295 m²
- 会議室 本館 189 m²（3分割可）
西館 1階 270 m²、105 m²、77 m²、2階 90 m²
- ホール 本館 410 m²（2分割可）、西館 598 m²
- 研修室 西館 10室
- 屋外展示場 5,000 m²

■交通手段

- JR 仙石線中野栄駅から歩いて約15分
- バス 仙台駅から約40分
- 自動車 仙台空港から仙台東部道路利用約30分
仙台港ICから約5分
無料駐車場1,240台完備

お問い合わせ・相談窓口

- ・一般財団法人みやぎ産業交流センター e-mail: information@yumemesse.or.jp
〒983-0001 仙台市宮城野区港三丁目1-7 電話: 022-254-7111
URL: <https://www.yumemesse.or.jp/> FAX: 022-254-7110

- ・宮城県経済商工観光部国際政策課 e-mail: kokusaik@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 電話: 022-211-2972
URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaisei/index.html>

農商工連携に取り組みたい

農林漁協者と中小企業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品・新サービスの開発などを行う場合に、専門家のアドバイスや試作品開発に係る補助など総合的に支援します。

農商工等連携促進法に基づく支援

○対象となる方

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者
- ②農商工等連携に対し指導・助言等の支援を行う一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人

○支援内容

農商工等連携促進法に基づき、①「農商工等連携事業計画」又は②「農商工等連携支援事業計画」を策定し、国の認定を受けると、次の支援を受けることができます。

※個別の支援ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者への支援
 - (1) マーケティング等の専門家による支援
 - (2) 政府系金融機関による融資制度
 - (3) 信用保証枠の特例
 - (4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
 - (5) 農業改良資金等の特例(中小企業者への貸付、償還期間延長等)
- ②農商工連携に対し指導・助言等の支援を行う一般社団・財団法人又はNPO法人等への支援
 - (1) 信用保証協会の信用保証の特例

お問い合わせ・相談窓口

- ・東北経済産業局 産業部 地域ブランド連携推進室
〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3-1 電話 022-221-4923
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部 経営支援部 支援推進課
電話 022-399-9031
〒980-0811 仙台市青葉区一番町4丁目6-1 (仙台第一生命タワービル6階)

農林水産物を活用した関連産業での設備投資をする際の 支援措置を知りたい

特色ある農林水産物を活用した農林水産・食品関連産業分野において、設備投資を検討している経営体は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業※計画の承認を得ることで、以下のような支援を受けられます。

※地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような事業

○設備投資の課税特例

- ・設備投資（投資額 2,000 万円以上）を行う場合に、一定の要件を満たすことで特別償却や税額控除を受けることができます。（適用期限：2024 年度末まで）

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40 % (50%)	4 % (5%)
器具・備品	40 % (50%)	4 % (5%)
建物・付属設備・構造物	20 %	2 %

※()は直近事業年度の付加価値額増加率が 8%以上など上乗せ要件を満たす場合

課税特例の詳細については、下記の経済産業省ホームページを御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

○その他

- ・固定資産税の減免（一部の市町村、対象要件有り）
- ・緑地面積率の緩和（一部の市町村）

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部農業政策室企画班 e-mail : noseise-k@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話 : 022-211-2963

6次産業化に取り組みたい

農林漁業者が農産加工などの6次産業化や商工業者（2次産業者・3次産業者）と連携した取り組みを進める場合の相談や、機械・施設等の導入を支援します。

六次産業化・地産地消費※事業に基づく支援

農林業者等が、自ら生産した農林水産物の加工や、消費者や事業者へ販売するなど、付加価値を向上させた農林漁業経営の改善の取り組みを支援します（※正式名称：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）。

○対象となる方

- ・農林漁業者（個人・法人）
- ・農林漁業者で組織する団体（農協、集落営農組織等）

※事業主体である農林漁業者の取り組みを支援する者（機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等）を「促進事業者」として計画に位置づけることが可能）

○支援内容

六次産業化・地産地消費に基づき、農林漁業者等が、自ら生産した農林水産物等を用いて行う新商品の開発・生産や、新たな販売方式の導入を行うための「総合化事業計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けると、次(1)～(4)のような支援策を御利用いただけます。

- (1) 農林漁業者向けの無利子融資資金の償還期限・据置期間の延長等
- (2) 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続きを簡素化
- (3) 産地リレーによる野菜契約取引のリスクを軽減
- (4) 食品の加工・販売に関する資金を債務保証の対象に追加

○6次産業化に関する総合相談窓口

東北農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課
住所：〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3-1 仙台合同庁舎
TEL：022-221-6403

〈お問い合わせ先・相談窓口〉

- ・宮城県農山漁村なりわい課6次産業化支援班 E-mail：nariwai@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2242
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部（「11相談窓口」を参照）

雇用の維持・確保に努めたい（１）

被災者を雇い入れた事業主の方に助成金が支給されます。（平成23年5月2日以降の雇入れに限ります。）

特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）

東日本大震災による被災離職者および被災地求職者を、ハローワーク等※1の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用することが見込まれる場合に限る）に対して、助成金を支給します。

○対象労働者

震災発生時に原発事故に伴う警戒区域等（計画的避難区域・緊急避難準備区域などを含む）に居住していた方※2であって、以下の1または2のいずれかに該当する方。

1. 被災離職者（以下の①から③のいずれにも該当する方）
 - ① 東日本大震災発生時に被災地域※3で就業していた方
 - ② 震災により離職を余儀なくされた方
 - ③ ②の離職後、安定した職業についたことのない方※4
2. 被災地求職者（以下の①に該当する方）
 - ① 震災後、安定した職業についたことがない方※4

※1 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者および無料船員職業紹介事業者

※2 震災により警戒区域等外に住所または居所を変更している方を含み、震災の発生後に警戒区域等に居住することとなった方を除きます。

※3 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）。

※4 「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

○支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額です。

対象労働者の 一週間の所定労働時間	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
30時間以上 (短時間労働者以外)	60(50)万円	1年	30(25)万円 × 2期
20時間以上30時間未満 (短時間労働者)	40(30)万円	1年	20(15)万円 × 2期

さらに、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主に
つき1回、助成金の上乗せとして60万円（中小企業以外の企業は50万円）が支給されま
す。

また、令和4年4月1日以降に雇い入れた方で、本人がデジタル・グリーン分野及びこ
れに関連する分野に従事する場合には、同助成金の「成長分野人材確保・育成コース」に
該当し、より高額な助成を受けられます。

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がありますの
で詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先・相談窓口

宮城労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター 電話 022-299-8063
〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎2階

又は各ハローワーク（公共職業安定所）

雇用の維持・確保に努めたい（２）

東日本大震災時に県内に居住していた方などで、採用選考時に失業状態であった方を雇い入れた場合の助成金制度です。

○ 事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）

■ 助成対象となる事業主

原則として、県内の沿岸部に所在する事業所において、平成23年3月11日以降に、復興に向けた産業政策に基づく支援事業を実施した中小企業の事業主（農事組合法人、NPO法人、個人事業主等を含みます。）が対象となります。（※対象となる「対象産業政策リスト」は、県雇用対策課のホームページに掲載しています。）

■ 助成対象となる労働者（被災三県求職者（※））

産業政策の支援決定を受けた後、原則として、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に雇い入れた被災三県求職者であって、最初の雇用契約開始時点から「期間の定めのない雇用」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用形態」で雇い入れた労働者が対象となります。

※被災三県求職者とは、震災時に岩手県、宮城県及び福島県に居住していた方などで、採用選考時に失業状態にあった方（新規学卒者を含みます。また、再雇用者についても対象となる場合があります。）をいいます。

■ 助成金額

対象となる労働者1人当たり3年間で最大120万円（1事業所につき2千万円が上限）を段階的に支給します。

なお、支援を受けた産業政策の種別や、対象労働者が短時間労働者や再雇用者である場合など、支給額が前記より低額となる場合があります。

○ 事業復興型雇用創出助成金（住宅支援費）

県内の沿岸部に所在する中小企業の事業所において、産業政策の支援決定を受けた後、求職者（被災三県求職者以外の方を含みます。）の雇入れに際して、住宅支援（住宅の借上げ・住宅手当）を導入または拡充し、かつ、雇入れ1年後以降に雇用の維持・確保を達成した場合、住宅支援に要した費用の4分の3（1事業所につき年額240万円、総額720万円が上限）を助成します。

※これらの助成金には上記以外にも一定の要件があります。詳しくは県雇用対策課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-top.html>）をご覧ください。

お問い合わせ先・相談窓口

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用創出支援班

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目4-18 太陽生命仙台本町ビル2階

電話：022-797-4661

経営に必要な金融、税務、経理などの指導 経営改善のための助言を受けたい

商工会議所・商工会や県では、経営内容の改善等を図ろうとする中小企業の方を支援するため、経営の助言を行っておりますのでご相談ください。

(詳細については、宮城県が発行する「中小企業施策活用ガイドブック」も参照ください。)

● 中小企業のあらゆる相談に応じます！(公益財団法人みやぎ産業振興機構)

中小企業者等の方々に多方面からの総合的な支援を行っています。

【アドバイス】

- ・経営、法律、技術、特許など各分野の専門家による各種相談に対応しています。
- ・外部専門家と各コーディネーターによる経営基盤強化に向けたアドバイスを実施します。
- ・その道の「プロフェッショナル」を問題解決のために派遣します。

【情報】

- ・企業経営に役立つ情報をメールマガジンや情報誌など独自の媒体で提供します。
- ・シーズとニーズのマッチングを支援し、産学官の交流を推進します。
- ・新たなビジネスパートナーとの出会いの場を演出します。

【資金】

- ・設備機械の割賦販売を行います。

● 経営面での相談に応じます！(宮城県農業経営相談所／商工会・商工会議所)

- ・農業法人の設立や農業経営上の課題に係わる相談に応じています。(農業経営相談所)
- ・小規模事業者等が抱える経営面での問題に、経営指導員がきめ細かく応じています。(商工会・商工会議所)

● 倒産防止相談に応じます！(商工会議所(仙台・石巻)・宮城県商工会連合会)

倒産の恐れのある中小企業からの相談を事前に受け付ける「倒産防止(経営安定)特別相談室」を設置しています。

● 技術についての相談に応じます！(県産業技術総合センター)

機械、電気・電子、材料、デザイン、食品関係の施設・機器と、それぞれの分野をサポートする技術者により、技術課題解決や研究開発、評価などのお手伝いをします。

● 売上拡大、経営改善などの相談に対応します。(宮城県よろず支援拠点)

販路開拓、新商品開発、IT活用、後継者育成、資金繰りなど、経験豊富な専門スタッフが経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。お気軽にご相談ください。相談は無料です。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農業経営相談所 総合窓口：宮城県担い手育成総合支援協議会((公社)みやぎ農業振興公社内)

〒981-0914 仙台市青葉区堤通両宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 9階 電話：022-275-9192

- ・公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 e-mail：soudan@joho-miyagi.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 14-2 (宮城県商工振興センター3階) 電話：022-225-6697

- ・各商工会議所・商工会(経営相談等)

※倒産防止(経営安定)特別相談室は、仙台商工会議所、石巻商工会議所及び宮城県商工会連合会に設置。

- ・宮城県産業技術総合センター相談窓口 e-mail：soudan-itim@miyagi.or.jp

〒981-3206 仙台市泉区明通 2-2 電話：022-377-8700

- ・宮城県よろず支援拠点 e-mail：yoroze@office.miyagi-fsci.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-16-8 プロスペール本田 3F 電話：022-393-8044

情報化に関するアドバイスを受けたい

.....
公益財団法人みやぎ産業振興機構では中小企業の情報化を支援するため、専門家によるアドバイスや企業経営に有用な各種情報の提供を行っています。
.....

公益財団法人みやぎ産業振興機構による支援

○専門家派遣事業

企業の情報化やITを活用した経営の向上を支援するため、中小企業からの申し込みに応じて専門家を派遣し、ITを企業経営にどのように取り入れていったらよいかの相談や計画策定のための提案など、個々の企業の実情に即したアドバイスを行います。

なお、専門家の派遣に係る経費の1/3はお申し込み者の負担となりますが、小規模事業者に対する派遣は3回まで無料です。

○相談窓口の開設

中小企業の情報化に関する相談に対応するため、相談窓口を開設して情報を提供しています。

※「みやぎ産業振興機構ホットライン」

電子メールを利用して、中小企業支援施策情報やイベント情報などの企業経営に有用な情報の配信サービスを行っています。

お問い合わせ先・相談窓口

公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 e-mail : soudan@joho-miyagi.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 (宮城県商工振興センター3階)

電話 : 022-225-6697

デジタル化に取り組みたい

中小企業等のデジタル化を推進するため、アドバイザー派遣を行うほか、新たなデジタル化に取り組むための費用の一部を補助します。

中小企業等デジタル化支援事業（アドバイザー派遣・デジタル化導入補助）

○デジタル化支援事業

1. アドバイザー派遣
2. システム構築、機器導入等補助金

○対象者

中小企業、小規模事業者の中で県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主（※次の者を除く）

- （1）情報通信業を営む者
- （2）社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO 法人
- （3）新たに事業を創業する者（第二創業者含む）
- （4）「みなし大企業」となる法人

○補助内容

- ・補助率：1 / 2 以内
- ・補助額：下限 500 千円～上限 2,500 千円
- ・補助対象経費：①デジタル化に係るシステム構築費、システム運用関連費
②①の実施に必要な機器等整備費、専門家経費 等

○募集時期

中小企業支援室ホームページをご覧ください。

※「宮城県中小企業等デジタル化支援事業」の項目

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/index.html>

お問い合わせ先・相談窓口

宮城県経済商工観光部中小企業支援室企画調整班

e-mail : chukisip@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁14階 電話：022-211-2745

食材王国みやぎ地産地消推進店に登録したい

地産地消に積極的に取り組んでいる飲食店、ホテル、旅館等の宿泊施設を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、その情報を広く発信することにより、多くの方々にみやぎの「食」を体感していただき、その認知度の向上と消費拡大を支援します。

地産地消推進店登録事業



登録板

○登録について

- (1) 対象： 県産食材を積極的に利用し、地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店（持ち帰り・配達飲食サービス業含む）、ホテル、旅館等の宿泊施設
- (2) 登録の要件： 「食材王国みやぎの基本理念」に賛同するとともに、利用者の期待に応え、県産食材への理解が深まるよう、以下の基礎的要件を満たす地産地消に関する取組方針を定めることが必要です。
なお、登録されたお店は、取組方針を店内での掲示等により利用者に公開しなければなりません。また、お店の取組方針は、県のホームページでも公開します。登録は無料です。
- (3) 基礎的要件： 1. 営業期間を通じて、県産食材を積極的に使用し、利用者に提供すること。
2. 1の県産食材の産地（可能な限り市町村名まで）をメニュー等に記載又は見やすい場所に掲示し、利用者にその情報を提供すること。

～食材王国みやぎの基本理念～

☆澄んだ海・肥沃な大地・豊かな森に育まれた宮城の「美味しさ」や「旬」と「鮮」を大切にします。

☆素材を活かす技に磨かれ、宮城の食文化が培う「逸品」にこだわります。

☆食の安全・安心の確保を基本とし、信頼に応えるものづくりに徹します。

詳細については、宮城旬鮮探訪 (<https://shunsentanbou.pref.miyagi.jp/>) をご覧いただくか、下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部食産業振興課ブランド推進班 e-mail : s-brand@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2813
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 地方振興部 (11 相談窓口を参照)

新たな経営展開や事業の多角化をしたい

農業経営において、女性が持っている能力を発揮し、生き生きと活躍できる部門の新設や充実に係る施設・機械等整備を支援します。

みやぎのキラリ輝く女性応援事業

○女性活躍新規部門導入応援タイプ

女性の能力が発揮できる部門の新設や充実により、農業経営における女性の地位向上及び事業主体の経営の安定化、地域農業の維持発展、活性化を応援します。

事業内容：新たな経営展開や事業の多角化に要する経費の補助

- (1) 農産物等の加工や販売等に関する施設整備
- (2) 農産物等の加工や販売等に関する機械・機器・備品等の整備

事業主体：県内に本店を有する農業法人またはその他農業者の組織する団体
(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について、規約の定めがある団体)

補助率：補助対象経費の1/2以内(補助上限300万円)、一事業主体当たり補助金50万円以上を対象とする。
(就労環境整備応援タイプ併用可だが、併用した場合でも補助上限は一事業主体当たり300万円)

主な要件：(1) 既に女性農業者が役員となっている、もしくは正社員として雇用している、または施設整備により新たに役員に登用する、もしくは正社員として雇用することが確実であると見込まれること。
(2) 農林水産業の振興や地域活性化に繋がる取組であること
(3) 農林水産資源を活用する取組であること
(4) 新商品の開発や新たな部門への進出などの取組であること。
(5) すでに起業している法人・団体にあつては新分野や新商品開発に向けた取組であること。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課農業人材育成班 電話：022-211-2836
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 Email: nosinz@pref.miyagi.lg.jp
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部農業振興班(地域調整班)
- ・各農業改良普及センター

農泊など都市と農村の交流活動に取り組みたい

農山漁村地域の有する自然、食材、伝統文化等を活用した交流や体験を行う農泊などの都市農村交流活動を支援します。

都市と農山漁村の交流拡大事業

○都市と農山漁村の交流拡大事業（市町村総合補助メニュー）

- （１）事業内容 都市農村交流活動の普及・推進と定着を図るとともに、地域の農林漁業の活性化を図るため、以下の事業を支援するもの
 - ①人材育成に係る事業
 - ②都市農村交流・関係人口拡大に係る推進事業
- （２）事業主体 市町村等〔補助率：県５０％〕
- （３）採択要件 みやぎ農山漁村交流拡大推進プランに沿った事業内容であり、県内の先進的な取組が含まれていること。

むらまち交流拡大推進事業

○みやぎ都市農村交流アドバイザー派遣事業（県単事業）

- （１）事業内容 都市農村交流活動を支援するため、次の事項について助言及び指導を必要とする交流活動を行う団体等に対して、アドバイザーを派遣する
 - ①農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し、その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて
 - ②国庫補助事業等により整備した都市農村交流関連の交流施設等の利用の向上について
 - ③その他、都市農村交流活動の推進のために必要と認められる事項について
- （２）事業主体 県 ※派遣に係る経費の一部を団体等が負担
- （３）採択要件 アドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化しており、派遣による効果が見込めると県が判断したもの

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 e-mail : nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10階 電話 : 022-211-2866
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部

農山漁村地域の活性化に取り組みたい

農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画の実施に必要な施設整備を中心として、交付金の交付等の措置が講じられます。

農山漁村活性化法とは

「農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（略称：農山漁村活性化法）」は平成19年5月16日に公布、平成19年8月1日に施行されました。

農山漁村活性化法の概要

(1) 目的

人口の減少、高齢化等の進展等により農山漁村の活力が低下しているため、農山漁村における定住や都市との地域間交流を促進するための取組を支援し、農山漁村の活性化を図ることです。

(2) 活性化計画の作成

国がこの法律の定めにより策定した基本方針に基づき、都道府県又は市町村が、単独又は共同で、ア)計画の区域、イ)計画目標、ウ)目標を達成するための以下の事業、エ)計画期間、オ)その他の事項を定めた活性化計画を作成することができます。

- ①農林漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備に関する事業
- ②生活環境施設の整備に関する事業
- ③地域間交流のための施設の整備に関する事業

(3) 交付金の交付（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策））

国は活性化計画を作成した都道府県又は市町村に対し、計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができます。

農山漁村振興交付金（うち農山漁村発イノベーション対策）

○農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型・交流対策型）

(1) 概要

都道府県又は市町村が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住等及び地域間交流を促進するために必要な生産施設等の整備を支援するものです。

(2) 交付対象事業

活性化計画の区域において定住等及び地域間交流を促進するために実施される①から④までに掲げる事業

- ① 生産基盤及び施設の整備
- ② 生活環境施設の整備
- ③ 地域間交流拠点施設の整備
- ④ その他省令で定める事業

(3) 交付金の交付等

- ① 活性化計画策定主体 都道府県、市町村
- ② 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等
- ③ 交付率 1／2等

(4) 評価

計画策定主体は、活性化計画が終了する年度の翌年度以降、事業実施計画に定められた目標達成状況について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表する等の義務を負います。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 e-mail : nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2866
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部（「11相談窓口」を参照）

市民農園を開設したい

農地のままで市民等のニーズに応じた利用を行うことができ、農地の有効利用が図られ、農業者以外の人々の農業に対する理解が深まります。

○市民農園の開設方式

市民農園の開設方式は、大きく分けて

- ① 利用者に農地を貸し付ける方式（＝特定農地貸付方式）
- ② 農業者自らが農業経営を行い、農作業の一部を利用者が行う方式（＝農園利用方式）の2つに分類されます。それぞれの特徴は次のとおりです。

方式	②農園利用方式	特徴	関係法令等
①特定農地貸付方式	利用者に農地を貸付け（賃借権等を設定）	①農地所有者 農地の管理を利用者に任せることができる。 ②利用者 自分の作りたい作物を自由に作ることができる。	・ 特定農地貸付法 ・ 市民農園整備促進法 ・ 都市農地貸借法 (生産緑地)
②農園利用方式	農業者自らが農業経営を行い、農作業の一部を利用者が行う。 (賃借権等は設定しない。)	①農地所有者 農業経営の一貫として取り組むことができる。 ②利用者 農業者の濃密な指導を受けられる。	・ 市民農園整備促進法 ※法律に基づかないで開設することも可能

○開設に当たってのポイント

- (1) 特定農地貸付方式で、地方公共団体及び農協以外（農家個人やNPO、企業など）が開設する場合は、次のような手続が必要になります。

- ①適切な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を市町村と締結（②の場合は市町村及び農地を貸し付けた地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構と締結）
- ②農地を所有していない者が開設する場合は、農地を地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を介して借り受け

- (2) 特定農地貸付方式で、市民農園の施設整備（農機具収納施設、休憩施設等）の有無により、適用する法律は次のとおりです。

- ①農地の貸付けのみを行う場合…特定農地貸付法
- ②農地の貸付けと市民農園施設を整備する場合…市民農園整備促進法

- (3) 農園利用方式は農地について賃借権等を設定しないので、法律に基づいて開設する必要はありませんが、市民農園施設を整備する場合は、市民農園整備促進法の手続を経ることが適当です。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課農地調整班 e-mail:nosinc@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2834
- ・仙台、大河原、東部地方振興事務所農業振興部調整指導班、
北部、気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班

農山漁村集落活動を活性化させたい

農山漁村地域における課題解決に向けたサポート体制を構築するため、大学（大学生）、企業、県職員など、多様な人材を活用し、住民による地域課題の解決や地域資源の活用等に向けた自主的・主体的な取組を支援します。

多様な人材による地域づくり支援事業

○パートナーシップづくり助成事業【補助】

- (1) 事業内容 農山漁村地域において、大学生等および地域団体が共に協力して行う地域課題解決や活性化に寄与する地域づくり活動
(活動例)・地域資源の利活用計画の話し合い・実施
 - ・地域でのイベント計画・実施
 - ・SNSを活用した情報発信
- (2) 事業主体 大学生等
- (3) 実施要件 大学生等および地域団体が構成する「共同体」で活動を実施し合意形成を図ること
- (4) 補助率・補助上限額 定額 上限25万円/年
- (5) 主な補助対象経費
 - ・旅費（ガソリン代、レンタカー代等）
 - ・需用費（消耗品等）

○パートナーシップづくり支援事業【委託】

- (1) 事業内容 農山漁村地域において、大学生や企業などの多様な主体と地域団体が共に協力して行う地域課題解決や活性化に寄与する地域づくり活動
(活動例)・都市農村交流の実施に向けて、農作業体験や自然体験などの現地体験プログラムなどの話し合い・実施
- (2) 支援内容 多様な主体と地域団体が共に協力して行う話し合いや活動に対して、県から専門家を派遣し活動の助言・サポートを行う



地域住民と大学生による
収穫作業（栗原市）



地域住民と大学生による
話し合いの様子（栗原市）

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 e-mail: nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話: 022-211-2866
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業農村整備部

農業の制度資金を借りたい

利用を希望される方は、農業協同組合等金融機関、市町村の農政担当課又は最寄の県地方振興事務所、農業改良普及センターなどにご相談ください。

○主な農業制度資金

	農業近代化資金		日本政策金融公庫資金	
			農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	経営体育成強化資金
資金の特徴	農業協同組合系統等の資金を活用し、経営の近代化を図るための設備資金等を、県が利子補給することで、低利かつ中・長期融資するものです。		農林漁業の生産力の維持増進に必要な土地の取得や設備資金等総合的な投資に必要な資金を長期かつ低利で融資するものです。	
貸付対象者	認定農業者	その他農業を営む者	認定農業者	農業を営む個人、法人 認定新規就農者 集落営農組織等
貸付限度額	個人 1,800万円 (特認2億円) 法人・集落営農組織等団体 2億円		個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円)[一定の場合30億円]	個人1億5千万円 法人等 5億円
貸付利率	0.45~0.65%	0.70%	0.45~0.70%	0.70%
融資率	100%(注)	80%	100%	80%
償還期限(据置期間)	15(7)年以内 ※農機具、家畜購入育成は7(2)年以内	15(3)年以内	25(10)年以内	25(3)年以内 ※果樹の新植等は25(10)年以内
債務保証等	農業信用基金協会保証 人・物的保証		人・物的保証	

(注) 貸付利率は、令和5年4月19日現在
(注) 融資率100%となる貸付限度額は個人・法人2億円、集落営農組織等3,600万円であり超過した貸付については80%が適用されます。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 e-mail: nosinkt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話: 022-211-2835
- ・日本政策金融公庫仙台支店(農林水産事業)
〒980-8454 仙台市青葉区中央一丁目6-35 東京建物仙台ビル11階 電話: 022-221-2331

農業信用保証保険制度について知りたい

○農業信用基金協会（協会）とは？

農業を営む方等が金融機関から融資を受けるときに、公共的な立場で保証人となる機関です。協会は出資会員制ですが、既に会員となっている農業協同組合に所属している方は、直接出資しなくても保証を受けることができます。

○仕組み

農業関連資金や生活資金などを金融機関から借入れる際に、協会が保証人となり、借入を円滑にします。

もし、病気や事故などやむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなったときには、協会が代わって金融機関に借入金を返済します（代位弁済）。その後、ご相談の上、協会に借入金を返済することになります。

○保証の範囲

借入金の元金及び利息等の合計額（資金の種類により、保証限度が異なります。）

○保証料

保証料として、保証を受けた借入金の元金の残高に、資金の種類ごとに定められた保証料率を乗じた金額を負担します。

○手続き

- ① 申込み：借入れの申込みの際、金融機関に債務保証委託申込書を提出します。
- ② 保証協議：金融機関は、債務保証委託申込書に意見書を添付して、協会に提出します。
- ③ 保証の承諾：協会が書類を審査します。保証の承諾を決定したときは、金融機関に承諾の通知書を交付し、借入申込者に承諾の通知をします。

お問い合わせ先

・借入れを予定している金融機関（農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合等）又は宮城県農業信用基金協会へ。

・宮城県農業信用基金協会

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 2-16 JAビル宮城 電話：022-264-8661

こんな時に利用できる資金一覧

資金名	農業近代化資金			日本政策金融公庫資金										農業経営負担軽減支援資金		農林業経営サポート資金		農林業災害対策資金				
	実質貸付金利(年利) (%)	認定農業者 利率	資金	大臣特認資金	農村環境整備資金	長期運転資金	小土地改良資金	家畜購入育成資金	果樹等植栽育成資金	農機具等取得資金	建構築物造成資金	振興山村・過疎地域経営改善資金	経営体育成強化資金	農林漁業施設資金	中山間地域活性化資金	農林漁業セーフティネット資金	農業改良資金	青年等就農資金	農業経営改善促進資金(スーパーS) ※1	農業経営負担軽減支援資金	農林業経営サポート資金	農林業災害対策資金
資金の用途	実質貸付金利(年利) (%)	認定農業者	0.70 0.45~0.65								0.70~ 1.85	0.70	0.45~ 1.35	0.45~ 1.40	0.45~ 0.65	無利子	無利子	1.50	0.70	無利子	追って 定める	
	融資 (%)	認定農業者	80(特認90) 100								80 (特認90)	80	80	80	80	100	100	100	100	100	100	100
農地等の取得・賃借	償還期限(借置期間) (年以内)	認定農業者									25(8)	15(3) ~ 20(3)	10~25 (3~10)	15(3) ~ 25(8)	10(3)	12(3) 又は12(6)	17(6)	1	10(3) ~ 15(3)	1	5(1) ~ 7(1)	
	用途	認定農業者									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土地改良																						
施設の取得・改善																						
農業用機械の取得																						
施設・設備のリース料一括前払																						
果樹・花き等の植栽育成																						
家畜の購入・育成																						
運転資金																						
経営の安定・負債整理																						
農業後継者等の育成																						
環境整備・環境保全																						
災害復旧等																						
農林水産物の加工・流通・販売																						

※1) 貸付対象者が認定農業者に限られる資金 (注) 貸付利率は令和5年4月19日現在

農畜産物の放射性物質の測定結果を知りたい

県で実施している農畜産物の放射性物質の測定結果を公表しています。

県では、平成23年3月25日以降、定期的に農畜産物の放射性物質を測定し、結果を公表しています。

○測定している品目と実施状況

品目は、国から示されている品目のほか、県内の生産・流通状況（量の多いもの、特産的なものなど）や地域性（原発からの距離など）を考慮しています。

- ・農産物
穀類（米、大豆、麦類、そば）：105点検査予定（令和4年度：104点）
野菜・果実類：200点検査予定（令和4年度：205点）
- ・牛肉：出荷される肉牛の一部（廃用牛）（令和4年度：5,472頭）
- ・原乳：定期的に県内3カ所全ての集乳施設から採取。（令和4年度：18点）

○測定結果の公表

測定結果がわかり次第、記者発表を行うとともに、県のホームページで公表しています。

みやぎ原子力情報ステーション <https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>

宮城県内の農林水産物の測定結果

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/nuclear-index.html>

お問い合わせ先・相談窓口

<農産物について>

宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班 e-mail：engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2337

<畜産物について>

宮城県農政部畜産課企画管理班 e-mail：tikusanpm@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁11階 電話：022-211-2851

農業に関する相談窓口

主な相談窓口と業務内容を紹介します。お気軽におたずねください。

農政部の主な業務と連絡先 (TEL 022-211-(内線) でダイヤルインできます。)

部 課 名	主な業務内容	メールアドレス ホームページアドレス
	班名(内線)	
農政部		noseisom@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/37.html
農政総務課 【県庁10階南側】	農業行政の総合的な調整、部の総務、組織・人事管理、予算管理、農業団体の検査・指導など	noseisom@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosuisom/
	総務班(2883)、管理班(2885)、予算管理班(2886)、団体指導検査班(2754)	
農業政策室 【県庁10階南側】	農業行政の総合的な企画、みやぎ食と農の県民条例基本計画に関すること、災害対応など	noseise@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noseise/
	調整班(2892)、企画班(2963)	
農山漁村なりわい課 【県庁10階南側】	農山漁村の活性化・にぎわい創出に向けた企画・調整、中山間振興施策、農道の整備、農業集落排水、都市農村交流、農村の多面的機能の維持、6次産業化・農商工連携の促進、鳥獣被害防止対策など	nariwai@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/
	農山漁村調整班(2657)、6次産業化支援班(2242)、交流推進班(2866)、中山間振興班(2874)	
食産業振興課 【県庁10階北側】	農林水産物等の流通・販売の企画・調整、食に関する産業振興施策の企画・調整、農林水産物の食の安全に係る企画・調整、県産食品のブランド化、県産食品の販路拡大など	svokushin@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/svokushin/
	食産業企画班(2814)、食ビジネス支援班(2812)、県産品販売支援班(2815)、ブランド推進班(2813)	
農業振興課 【県庁10階北側】	農業振興施策の企画・調整、農業経営基盤強化促進対策、農地の権利関係の調整、農業技術の改良普及、農業経営の改善普及、農業の後継者・担い手の育成、農業者への金融支援、経営構造対策事業、農地中間管理事業、先進的な農業経営体の育成など	nosin@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/
	調整班(2832)、先進的経営体支援班(2833)、農地調整班(2834)、経営構造対策班(2835)、農業人材育成班(2836)、普及支援班(2837)	
みやぎ米推進課 【県庁10階北側】	みやぎ米や農産物(園芸作物を除く)の生産・流通、米の消費拡大・需給調整、経営所得安定対策、農業公害対策、環境保全型農業の推進、農薬の安全・適正使用の確保、肥料の品質保全など	miyamai@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/
	農産支援班(2844)、水田農業班(2842)、生産販売班(2841)、環境対策保全班(2845)	
園芸推進課 【県庁10階北側】	園芸振興施策の企画・推進、先進的園芸経営体の育成に関する企画・調整、園芸作物の生産及び流通など	engei@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/
	調整班(2224)、園芸振興班(2843)、先進的園芸推進班(2723)、流通ビジネス班(2337)	
畜産課 【県庁11階南側】	畜産振興施策の企画・調整、畜産物の生産・流通・価格安定、飼料に関すること、畜産環境の整備・保全、家畜の改良増殖など	tikusan01@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusanka/
	企画管理班(2851)、草地飼料班(2852)、生産振興班(2853)	
家畜防疫対策室 【県庁11階南側】	家畜、家さん・みつばちの保健衛生に関すること、獣医事及び動物用医薬品など	katai@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/boueki/
	衛生安全班(2854)	
農村振興課 【県庁11階南側】	農村振興に係る企画調査・事業調整・計画、土地改良法の施行、農業・農村整備の調査・計画・設計・積算、農業水利の調査・調整、国営事業の調整など	nosonshin@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/
	指導班(2861)、企画調整班(2863)、地域計画班(2862)、技術管理班(2865)、広域水利調整班(2864)	
農村整備課 【県庁11階南側】	農地整備、換地・交換分合、かんがい排水施設の整備・維持管理など	nosonseii@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonseii/
	事業経理班(2871)、換地・用地班(2872)、ほ場整備班(2873)、水利施設保全班(2876)	
農村防災対策室 【県庁11階南側】	農地防災、災害復旧、農地海岸保全、農業用ため池、被災農地等の復興など	noubou@pref.miyagi.lg.jp https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonbou/
	防災対策班(2875)、ため池対策班(2703)	

各地方機関・試験研究機関の主な業務と連絡先

地方機関名	主 な 業 務	
	連絡先(電話番号) メールアドレス	ホームページアドレス
農業大学校	農業の専門的技術及び経営の実践的教育の実施, 短期研修ほか	
	(TEL 022-383-8138) noudai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/noudai/
農業改良普及センター	地域の農業振興計画に係る支援, 担い手の確保・育成, 経営管理高度化の普及指導, 生産技術改善の普及指導ほか	
(地方振興事務所 農業振興部内)	大河原 (TEL 0224-53-3519) oknokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-nokai/
	亘 理 (TEL 0223-34-1141) wrnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/wrnk/
	仙 台 (TEL 022-275-8320) sdnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/sdnk/
	大 崎 (TEL 0229-91-0727) osnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/osnokai/
	美 里 (TEL 0229-32-3115) msnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/misato-index/
	栗 原 (TEL 0228-22-9404) khnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/khnokai/
	登 米 (TEL 0220-22-8603) tmnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tm-nokai/
	石 巻 (TEL 0225-95-1435) isnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/is-nokai/
	気仙沼 (TEL 0226-25-8068) ksnokai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/my-nokai/
病害虫防除所	有害動植物防除の企画及び指導, 有害動植物の発生予察ほか	
	(TEL 022-275-8960) byogai@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/byogai/
家畜保健衛生所	家畜の改良増殖, 草地開発整備, 家畜伝染病の予防ほか	
(地方振興事務所 畜産振興部)	大河原 (TEL 0224-53-3538) okkaho@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-kaho/
	仙 台 (TEL 022-257-0921) sdkaho@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sd-kaho/
	北 部 (TEL 0229-91-0729) nh-kaho@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-kaho/
	東 部 (TEL 0220-22-2349) et-kaho@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-kaho/
地方振興事務所	地域産業行政の総合的な企画・調整ほか	
	大河原 (TEL 0224-53-3111) oksgsin@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/6.html
	仙 台 (TEL 022-275-9111) sdsinbk2@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/7.html
	北 部 (TEL 0229-91-0701) nh-sgsin@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/8.html
	栗原地域事務所 (TEL 0228-22-2111) nh-khsgsin@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/9.html
	東 部 (TEL 0225-95-1411) et-sgsin@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/11.html
	登米地域事務所 (TEL 0220-22-6111) et-tmsgsin@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/10.html
	気仙沼 (TEL 0226-24-2121) kstisins@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/12.html
地方機関名	主 な 業 務	
	連絡先	ホームページアドレス
農業・園芸総合研究所	農業, 園芸に関する試験研究ほか	
	(TEL 022-383-8111) marc-fk@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/res_center/
古川農業試験場	水稻の新品種育成, 水稻・麦・大豆の栽培技術に関する試験研究ほか	
	(TEL 0229-26-5100) hknosi@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hk-nousi/
畜産試験場	家畜, 草地飼料, バイオテクノロジー等に関する試験研究ほか	
	(TEL 0229-72-3101) tikusans@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusans/
産業技術総合センター	食品加工における地域企業の技術の高度化と市場性のある商品づくり支援, 新産業創出に向けた研究開発の推進ほか	
	(TEL 022-377-8700) soudan-itim@pref.miyagi.lg.jp	https://www.mit.pref.miyagi.jp/index.html